

論 説

小右記諸本の研究

桃

裕

行

目 次

I 小右記

1 古寫本

(一) 伏見宮本

(二) 前田本

(三) 九条本

(四) 伝自筆断簡

(五) 三条西重書き文書所取断簡

(六) 長和元年大嘗会記

(七) 三条西公条抄出本

2 新寫本

(八) 東山御文庫六十四冊本

(九) 東山御文庫六冊本

(一〇) 内閣文庫六十一冊本

(一一) 其他

(一二) 彰考館系統の諸本

イ 内閣文庫七十九冊本

ロ 彰考館旧本

ハ 彰考館本

(一三) 一条本系統の諸本

イ 一条冬経本

ロ 京大国史研究室本

ハ 平松本
ニ 鶴齋叢書本
ホ 一条忠貞本

II 小右記別記

III 小記目録

1 諸本と項目

2 値

3 成立事情と成立年代

4 副次的効用

IV 小右記の起筆擱筆と写本の系統

附表

小右記が、小野宮右大臣実資(天保元年生、寛徳三年薨)の日記であつて、摂関時代に於ける各種にわたる重要な史料を提供するものであることは衆知のことであるから、一般的な解説は省略する。只書名に就いて述べると、自身では「暦記」と云ひ、同時代の人は「右府御記」と呼んだが、固有の書名としては、最も著名な「小右記」が使用例に於いても圧倒的に多く、他に、「小野宮右大臣記」「小野宮右府記」「小野右府記」「小右相記」「小野宮殿御記」「小野宮記」「小記」「後小野宮右大臣記」「後小野宮右府記」「後小野宮記」「後小野記」「後小記」「実資大臣記」「後小野宮右府記」「後小野宮記」「後小野記」「後小記」「実資大臣記」

「実資記」「続水心記」「続水真記」「野略抄」「野府記」「野記」等の多様にわたつて居り、伝本だけについて見ると、「小右記」に並んで「野府記」と題されたものが多く見られるが、後者は古くは寧ろ使用例が少い。「後」「続」を冠してゐるのは、小野宮実頼の清慎公記に対してもあることは云ふ迄もない。

I 小右記

小右記は今までの處、自筆原本は発見されて居ない。そこで現存する諸本から原本を復原することが必要となる。我々の諸本の研究は出版として、内閣文庫六十一冊本を手懸りとした。この本は本所の前身太政官修史館及び内閣修史局に於いて、もとあつた本三十一冊^(註一)に、明治十八・九年に一条忠貞本（六十四冊）によつて補写して三十冊を加へ、更に帝国大学臨時編年史編纂掛時代の同二一年、二冊に伏見宮本による補写を綴り込んだもので、当時に於ける諸本の集大成であつたが、大正・昭和年間の史料通覧・史料大成等の刊行に至つてもすべてこの本を底本としたものである。よつてこの本を以下流布本と称することとする。

そこで、(一)流布本を出来るだけ祖本に遡ることと、(二)流布本の含む年月以外の年月を含む写本を搜索する方法をとつたが、この方法を推進める中に、(三)同じ年月を含むものにも詳略二本あること、(四)同じく詳本であつても互に誤を訂し得る少くとも二種の系統本のあること、に気付き、写本の系統を明かにすることによつて、新たに校訂本を作製するに當つての基準を確立し得る様に考へるに至つた。それらについては後に触れることとし、先づ諸本別に見て行くこととする。

^(註五)

(一) 伏見宮本(伏見宮記利五)

期写 三十二卷

宮内庁書陵部所蔵

○2 一天元五年夏

- 42 三万寿元年春 (略)
○ 44 三万寿二年月
○ 46 七万寿二年冬
○ 48 九万寿四年春 (略)
○ 50 三万寿四年秋 (略)
○ 52 三長元元年秋 (略)
○ 54 三長元二年春 (略)
○ 56 三長元二年秋 (略)
○ 58 三長元四年三月
○ 60 三長元四年九月
○ 61 三長元五年四季 (略)
- 40 二治安三年夏 開九月
○ 38 九治安三年夏
○ 41 三治安三年冬
○ 39 二治安三年七月
○ 43 四万寿元年夏秋 (略)
○ 45 六万寿二年秋
○ 47 八万寿三年秋 (略)
○ 49 三万寿四年夏 (略)
○ 51 三万寿四年冬 (略)
○ 53 三長元元年冬 (略)
○ 55 三長元二年四月 (略)
○ 57 三長元四年正月
○ 59 三長元四年七月
○ 62 三長元五年八月
- 備考 一・二・三……はいま年代順に順序を付した。
2・4・5……は夫々流布本第一・四・五……冊の祖本であることを示す。
○は全部、○○は一部が新校訂本の底本となるもの。

二と八の二巻を除き他の三十巻はすべて流布本の祖本となつて居り、特に流布本の38治安三年夏以下最後の61長元五年四季まで連続してその祖本が、この伏見宮本の中に求められる。祖本であることは、流布写本に破損の印のある個處が実際に破損してゐること其他によつて確認できる。この祖本三十巻の中二西万寿元年冬^(註六)の中の冬・九万寿四年春・三万寿四年秋・三長元元年秋は前田本に、四正暦四年四季の中の春夏・三長元二年の中の八月九月・三長元五年四季の中の十一月七日以後は九条本并に同別巻に、三万寿四年夏・三万寿四年冬の中の十二月は東山御文庫^(註七)本に詳本が発見されて、新校訂本の底本とはな

し難いが、校訂に役立ち、殊に三は前田本が虫損が多いため可なり字を補ふことができる。

二と八とは、東山御文庫^六本にこの転写本があるが、一時他の記録に混入してゐた為に^(殊に八長和二年夏は本朝世紀に混入さ)、流布しなかつたものであり、二寛和元年四季の中の秋冬^(春夏は詳本が前)と八長和二年夏の全部は新校訂本の底本たるべきものである。伏見宮本全体として略本の多いことが目立つてゐる。

(三) 前田本

平安期及び
鎌倉期写

三十二卷本
五卷本

前田育徳会所蔵

云寛仁四年冬
元治安元年春
二万寿四年七月
三万寿四年八月
元万寿四年春
二万寿元年秋

(前久)
(略)

内
○ 一寛和元年春夏
○ 二正暦元年秋冬(略)
○ 三長徳元年春夏七
○ 四長保元年秋冬
○ 五寛弘二年春夏
○ 六寛弘二年秋冬(略)
○ 七寛弘八年秋
○ 八寛弘九年夏
(以前補写)

五卷本(乙本)

三長元元年秋

備考
一・二・三……は前田本に前から付けられた番号である。他は前に準ずる。

- 元禄頃、三条西実教から前田綱紀に贈られ、前田家の蔵書となつた。贈られた当初の巻数は三十八巻で現在のものより一巻多いが、その一巻の内容は、寛仁二年春であつたと想像する。^(註九)尊經閣文庫国書分類目録には五巻本を「鈔錄」としてあるが、三十二巻の中にも、二正暦元年秋冬・三長徳元年春夏七・六寛弘二年秋冬・元治安元年春等の略本が交つて居り、この中二はやゝ問題があるが、その他の三巻及び詳本でも七寛弘八年秋・六長和五年三月の如きは、筆蹟体裁から見れば、明らかに五巻本の列に入るべきものであり、三長和三年冬とこれに対応する五巻本の三とは、何れも詳本で、筆蹟体裁よりすれば、兩者は入れかはるべきものである。^(註一〇)よつてこゝには假に三十二巻本を甲本、五巻本を乙本と称する。そして詳略共に存する巻についてみると、略

27 四寛仁元年秋(略)

○ 一寛仁元年秋
○ 二寛仁元年冬
○ 三寛仁二年夏
○ 三寛仁二年冬
○ 三寛仁三年春
○ 三寛仁三年夏
○ 三寛仁三年秋
○ 三寛仁三年冬
○ 三寛仁三年春
○ 三寛仁三年夏
○ 三寛仁三年秋
○ 三寛仁三年冬

32 五寛仁三年春(略)

本は詳本を基に抄略したものではなく、系統を別にしてゐる。乙本はむしろ伏見宮本に類してゐる。^(註二)

さて、流布本に比べると、寛仁以前の二十四冊の祖本がこの中に求めることができ、伏見宮本中の祖本が大部分治安以後であるのに對して、目立つ对照をなしてゐる。

流布本にない年月を含むものとして、甲一正暦元年秋冬・甲三寛仁四年冬・甲七治安元年春があり、^(註一四)（何れも、この本からの写本が、東山御文庫六十四冊本にある。）甲二は詳本たる九条本の出現によつて、校合に用ゐる以外の価値を減じたが、他の二卷は依然として貴重なものである。

見逃し易くて重要なのは、流布本の祖本は見つかつたけれどもそれは略本で、新たに同じ年月の詳本が見出された場合である。甲一長和三年春・甲一八寛仁元年秋・甲三寛仁三年春・甲六一三万寿元年冬・四年春・七月・長元元年秋の八卷^(註一五)がそれで、^(註一六)（これは詳本の写本も東山御文庫六十四冊本である。）

年八月九月・長元元年冬^(註一七)は伏見宮本に略本がある。^(註一八)（これは詳本の写本も東山御文庫六十四冊本である。）元來略本の抄録の標準は見究め難いが、大体朝儀中心といつてよく、かつ省略されて原本通りでなくなつたこと自体、その価値を半減するものと言へるから、詳本の発見は新年月の発見と殆どその意義を等しくすると云つてよい。とはいへ、この場合乙本は大体甲本に比べて誤写は多いが、系統を異にする為、まゝ甲本を訂し得る個處もある。甲乙入れかはるべき長和三年冬は誤写の多い甲本（実は乙）を祖本としてある為、乙本（実は甲）を底本とすることによつて、復原を一步進めることができるが、乙本（実は甲）にも十一月十七日条の傍書の脱落があり、甲本を以て補はねばならない。又

長和五年一月は九条本と共に詳本であるが、甲本の列入るべきものであるから、前田本は校合に用ふべきである。又長和二年春は詳本が祖本になつてゐるが、その前欠部の正月一日条は略本によつて補はれる。

前田本に於ける写本の二系統混在の状態は、小右記写本全体に於ける主な二系統の存在を推定せしめる緒口となるものである。なほ、甲

一三長和三年冬・元寛仁元年冬・毛治安元年春（一三と毛は実は乙とすべきもの）の三巻には、それぐ一紙の脱落があるが、それについては（五）を見られたい。

(三) 九条本 平安期及び鎌倉期写十一巻

江戸初期写十一冊
九条道秀氏旧蔵

書陵部所蔵

○一 寛和三年春夏

○二 永祚元年春夏

○三 永祚元年秋冬

○四 永祚二年秋冬

○五 正暦四年春夏

○六 寛弘五年秋冬（略）

七 寛弘九年夏（略）

○八 長和五年春

○九 治安元年冬

○一〇 長元二年秋下（八月九月）

備考 一・二・三……は便宜年代順に附した番号である。

平安期及び鎌倉期写本（七に「首付了、文治五年」云々の朱書の奥書があり、二・三、六も他の平安期と思われるものと比べてやゝ新しい写本と思はれる）は水損甚しく、破損以前の江戸初期九条道房（正保四年薨）の頃のものとされてゐる写本によつて復原が可能である部分が多い。

流布本と比べると、五・一〇・一は流布本（祖本は伏見宮本）の略本に対し詳本、七は流布本（祖本は前田本）の詳本に対し略本で詳略二本は系統を異にし、八のみ流布本（後述の東山御文庫六十四冊本によつて知られる所謂△本）もこれも詳本であるが、やはり系統を異にし、他の一一・四・六・九は全く流布本にない年月であつて、すべて流布本とかはりなく、これまで殆ど流布することがなかつたことが分かる。^(註一九)

たゞ二永祚元年春夏だけが狭い範囲に流布した。即ち水戸彰考館では、大日本史編纂の際、元禄九年九条本のこの部分を加治ト元が書寫したもの同家から贈られて、之を旧蔵の館本三十一冊本に綴じ込んだ。これは当然大日本史に引用された外、墳史料・小中村清矩博士の陽春廬雜考も之を引用し、大日本史料第二編も彰考館本によつて之を収めた。永祚元年記が存在するといふことだけは、宝暦頃京都の公家

の間に評判になつてゐたらしい蹟述がある。(延後) 九条本の中、この冊だけが写された事情は、何か偶然の機会からかも知れないが、或は尾張守藤原元命が郡司百姓に彈劾されたことを議する記事がこの中にあることに関係を持つてゐるかも知れない。

四 永祚二年(正暦元)^(秋冬)は、前田本及びその写しである所の東山御文庫^{四冊}本はあるが、それは略本でしかも前欠であり、五正暦四年春夏・二〇長元二年秋下・二長元五年冬下と共に、九条本によつて始めて詳本に接することができ、一寛和三年春夏・三永祚元年秋冬・六寛弘五年秋冬・九治安元年冬は全く知られなかつた年月であり、その中六だけは略本であるが、伏見御産部類記に敦成親王(後一条天皇)誕生関係の記事を可成り詳しく不知記として引用してをり、その内容から小右記と推定してゐたものを確認すると共に、両者記事を互に相補ふことができるものである。八長和五年春が流布本と共に詳本であるが、この方を底本とすべきものであることは、前田本の処で述べた。

右の九条本十一巻とは別に、九条道房の頃の小右記新写本作製^(註二)にも洩れた、五種の断簡を貼続いだものがある。その四が時範記であるのを除いてはすべて小右記である。假に九条本別巻と名付ける。

○一 寛弘元年(後久)^(正月十五日)～廿日

○二 正暦三年(前後欠)^(七月一日)～廿日

○三 長元五年(前後欠)^(十一月七日)～十六日

五 永延二年(前後欠)^(十一月廿八日)～十二月五日

一・三は明らかに詳本であり(書写も古い)、二も恐らく詳本であらう。一・二は他にない年代であり、三は前掲九条本同年の巻の前に接するものであり、同年冬が二巻に別れてゐたのであらう。この部分の流布本は略本である。三巻とも底本たる可きものである。五は伏見宮本同年の巻と同じ抄出の仕方をしてゐる略本で、その上前後欠であるが、校合に役立つものである。

総じて從来伝写流布されることが殆どなかつた為に巻数の前二者と

比べて少い割に、これまで知られなかつた新たな史料を多量に提供することは九条本の特色である。

(四) 伝自筆断簡 平安期写一巻

書陵部所蔵

○長元三年(六月)^(前欠、中間にも欠あり)

柳原紀光の遺愛の品で、紀光は実資の正筆としてあるが、前田甲本のつれと認められる。又長元三年八月としてあるが、文中引用の勘文の目附に六月を八月と誤つた処から導かれたもので、略本たる東山御文庫^{六十冊}本六月の記事との共通文章、同文庫^{六冊}本の八月十二日以後の条の記事とも日の干支とも合はぬこと、廿日・廿一日・廿六日条の朱の見出しが、小記目録の六月の夫々の日の文章と合致すること等によつて、六月が正しいと断定できる。最後は廿九日辛亥の四行の記事(その中の「解除」も六月の行事と見られる)で終つて余白があり、一巻の終りとなつてゐる。なほ又七枚とあるが、現在残る所は四枚に過ぎない。歴代残闕日記^{十一}に紀光所持のこの本から安永五年勧修寺經逸が写し、六年更に左衛門大尉藤原常成が写したものを取りてゐるが、残闕の状態は全く同じである。七枚から四枚を減じた差引三枚の脱落は、現状三箇處の紙継目の中、第一・第三のものは明かに文章が連続しないから、少くとも二枚はこの場所からのものであらう。

この長元三年と言ふ年は、流布本には全く無い年であるが、(八) 東山御文庫^{六十冊}本と(七)三条西公条抄出本とに、この断簡と同じ六月の部分が存する(公条抄出本に六月・八月の月附が朱書きで加筆されてゐる)。公条抄出本は東山御文庫本のものからの抄出と思はれ東山御文庫本は、断簡が詳本であるのに對して略本であるが、系統を異にするところから字句の校合に役立つ性格のものであるが、その上この断簡は前に述べた様な脱落があるので、本文の上でも互に相補ふことができるものである。史料大觀所収の予定であつた小右記にはこの断簡も収めるこことになつてゐたが、実現しなかつた。(早稲田大学図書館所蔵八冊本小右記)

(五) 「三条西家重書古文書」所収断簡

三条西実義氏旧蔵

○寛仁元年十一月六日の後半
八日の前半

長和三年十一月廿一日

○治安元年の後半

本所影写本「三条西家重書古文書」一の中には三種の記録断簡が連続して影写されてゐる。その原が古写本と認められるのでこゝに記述する。

その第一のものは二十二行あつて、文中「左兵衛督頼定」「右兵衛督公信」の文字によつて、寛仁元年八月卅日(公信兼右兵衛督)から同四年六月十日(頼定)の間の記事と限定され、更に文中の「□壬申」「八日癸酉」の干支に合ふ月をこの間に求めると寛仁元年十月となる。この年十月八日に後一条天皇の一代一度仁王会があつたことは、日本紀略・御堂関白記・左經記によつて明かであるが、只流布の小右記によると、これが六日の記事に含まれてゐる。しかるに六日の記事を子細に読むと、その始めの方に続きの悪い所(天慶記文云、法用者)の次ぎ)があつて、その場所にこの断簡を挿入すると、仁王会の記事が八日となるばかりでなく、前後文章が自然に連続する。(なほ小記目録に「八日攝政被立行香役事」とあるのが、断簡を挿入した為に八日の見出しどとなつた文字と一致して来る。目録と見出しの文句との関係については後述)。これが小右記ときまつて見ると、その筆蹟が前田甲本に似てゐることに気付くが、一方前田本がもと三条西家の所蔵であつたといふ前述の事情をも考へると、この断簡は前田甲本元寛仁元年冬の本記から脱落した断簡ではないかと思はれる。今前田本について確認すると、六張目と七張目との間にに入るべきまる一張分に相当することが明かとなる。そして後述の延徳の奥書ある(一)イ内閣文庫七十九冊本にもこの部分が脱してゐる所からすれば、延徳以前より本記と離れ、元禄に小右記が三条西家から前田家に譲られた際にも、この断簡は三条西家に取残されたものであらう。

次に第二の二行の断簡と第三の三行の断簡は第一のものと筆蹟が異つてゐるが、第一のものが前田甲本とすれば、これも同じく小右記の前田乙本ではないかとの予想が立てられる。そこで先づ第二のものについて見ると、甲三(実は乙)長和三年十一月廿一日の条に意味の通じにくい所があつて、乙三(実は甲)同日条と比べると、実資が道長に対する憤懣の情を托した三十三字が抜けてゐて、この抜けた文章が虫喰の為わづかに辿り読まれる断簡の文章と一致することが分る。そしてこの箇所(殊有勅命云々而)の次ぎ)は甲では紙継目となつてゐるから、正にこの本から離れた断簡と推定される。この断簡の部分は流布本には脱したが乙三にはあつて、この方を底本とすることは前田本の項で述べた通りである。延徳本にも脱してゐることは第一のものと同様である。

最後に第三の三行の断簡は、文中「少将良頼」の文字から、寛仁二年正月(右少將任)から長元二年三月(良頼任)の間に限定され、(ある為の記事であるから、更に短かく左少將に転じた万寿三年十一月)前述の三条西家と前田本との關係から一応伏見宮本を除外してこの間の前田乙本の列に入るものを求めるが、乙五寛仁三年春(略)と甲三治安元年春(略)があるが、乙五と内容年月を同じくする甲三(詳本)を検しても断簡の文章は見られないから、結局甲三の断簡といふことになる。(この治安元年春は甲に當るものはない)甲三について見ると、正月十一日の条と十六日の条との間に紙継目があつて、前紙にはみ出して來てる見出しの文字に当るものが後紙に見られない。この箇所に断簡を挿入すると、続きの見出しの文字の存在を確認でき(不確ではあるが本文の文字から推して「□廻□事」と読まれぬこともない)本文中わづかに読取られる「府荒手□」は、小記目録によつて知られる翌十二日の「府真手結」と正に照應するものであり(本記は略本のため十一日の条はない)。但し大事をとれば、この断簡の次ぎに更に脱紙がないとは保証できないが)、同じく本文中の「加供」は正月八日から十四日までの御斎会關係の記事と思はれ

るから、（加供は御斎会に關する記事として、小右記の中では正月十一日又は十二日条にでることが多い。大鏡^五藤氏物語には「正月八日より十四日まで、八省にて、ならがたの僧を講師として、御斎会をこなはしむ。公家よりはじめ、藤氏の殿ばらみな加供し給。」とある。）、この挿入は控目に見ても九分通りは是認してよからう。甲三七からの写しである東山文庫^{四冊本}にもこの部分は脱してゐる。

要するにこの三種の断簡は、何れも現在の前田本小右記からはづれた断簡であつて、流布本その他の写本はこの部分が抜けたまゝ写されたものであり、特に第一のものと第三のものとはこの断簡によつてのみ知られる本文である。

(六) 長和元年大嘗会記

○長和元年^{閏十月十一月十一月}（略）

十一月十一日以前に始まり、^{（前欠のため日付不詳の部分は、小記目録を参照するに、閏十月十九日条と思はれる。）}十一月二日に終る大嘗会記事の抜書で、この時の本記は残つてゐない。安永九年柳原紀光の書写したものを、柳原家記録^七に收め、享和二年塙保己一が校合書写したもの、歴代残闕日記に收めてある。書苑五卷第九号^{大正四年}にこの記の定家筆写本の前部・中間部の写真を載せてあるものを、前两者と比べると、字詰まで合致し、定家筆写本が祖本であることを知る。當時の所蔵者は梶川樵石氏。為家の消息を裏返した半切に書かれてゐる由である。

(七) 三条西公条抄出本

上二冊
書陵部所蔵

三条西家旧蔵。紙背は消息、連歌等。筆者は実隆やその子公条に似てゐるが、紙背文書から考へると公条であらう。收めるところの年代は天元五年四月から長元五年十一月に至り、ほぼ伏見宮本の一—三・九・三—三の十四巻（その内訳の年号は三頁参照、なほ順序はやや狂があつて三・四・二が最後についてゐる。）に相当するが、なほこのほかに左の年代を含んである。

○上治安三年^{正月一、五、六、七、八、十一、十六、}
○ 万寿三年^{五月八、九、十一、}
下長元三年^{閏五月廿九、六月廿六、}
公条は恐らくは、自家の藏儲と相並ぶ伏見宮本を見る機会を得て之を抜書きしたのであらうが、当時の伏見宮本には現在のにないところの治安三年春・万寿三年夏・長元三年夏を含んでゐたのであらう。なほ伏見宮本に現存してはゐても永延二年の分は、伏見宮本三が前欠であるのを、この公条抄出本を以て正月十六・廿・廿一日の三日分を補ひ得るものであり、そのあと月日と雖も甚しい略本ではあるが、虫損部分を填めるのに役立つものである。

さて治安三年春は正月が新写の東山御文庫^{六十本}に詳本があるが、前欠であつて、これによつて長文の正月一日条を補ひ得、それ以下の条でも欠字を補ひ得、三月は十八日条のみであるが他本に全く見えない月である。万寿三年夏は閏五月を含めて、四ヶ月間に僅か八箇日の抜書きであるが、宋商周文齋が頼通に名籍を送つた記事等を含み、全然他に見られぬ年である。長元三年夏は、前述の如く流布本にはないが、伝自筆断簡（詳本）と東山御文庫^{六十本}（略本）との二系統の本があり、公条は恐らく後者のもとにになつた本から抄出したのであらう。そして只一字ではあるが、東山本の欠を補ふことができる。以上に見られる公条の抜書きの態度は、抄出分量は極めて少く、かつ大胆な文章の節略を行つてゐる。

右の公条抄出本の独特な部分は、つとに柳原紀光が注目したところであり、書陵部所蔵の寛政八年紀光の子均光の書写の奥書ある本には、治安三年春・万寿三年夏・長元三年夏を含み、天明三年紀光の書写の奥書ある本には永延二年正月の記が写し足されてゐる。それが何を拠所にしたかを私はかつて審つてゐたところ、公条抄出本を見るに及んで氷解したのであつた。

2 新写本

(八) 東山御文庫六十四冊本(註四)〔勅封第一番〕

後西天皇が諸本を以て書写せしめ、自ら校合を加へられ、各冊表紙に、書名「野府記」・内容年季月・万治三年三月より十二月に至る校合年月日等を染筆されたものであるが、その外に所拠の諸本の略号「三」「勅」「古本」を表紙綴目中央より稍上方に、「△」印を綴目上方に印されてゐることは、写本の系統を調べるに当つて重大な手懸りとなるものである。

即ち先づ△を附されたものを挙げると次の十三冊である。

- 1 一天元五年春(もありみ「三」) 3 三永觀二年冬
12 一寛弘八年春(略) 15 四長和元年秋(略)
21 三長和四年夏
24 三長和五年正月
36 三寛仁四年秋(略)
○四治安元年秋(略)
○五万寿四年夏

○五万寿四年十二月

備考

一・三・一〇……は東山御文庫六十四冊本にもとから附された番号である。

1・3・12……は流布本の第一・三・一二……冊と共通の祖本を持つことを示す。(今までと意味が違う。東山御文庫本ではすべてこの意味に用ゐる。)

三・四・四は他本に全く見られぬ年月であり、三・五は伏見宮本に同じ年月のものがあるが、それは略本であつて、これは詳本であり、この五冊は当然底本たるべきものである。以上の外の八冊は流布本と共通の年月のものであるが、これは流布本六十一冊の中から、前田本及び伏見宮本の中に祖本を求め得たもの、及び前述の嘗て前田本の中についたと推定した所の29三寛仁二年春とを除いた残りの八冊にびつたり合致することは興味深い。即ちこの十三冊の所拠の本は、前田本・伏見宮本・九条本と同様に一個処に所蔵されてゐたか、とにかく一括されてゐた一群のものであつたことを△が示してゐると考ふべき

であり、前田本・伏見宮本と同じ様に、その中の或部分(八)が早く流布本と共通の年月を持つ八冊を流布本と対校すると、10の中の寛弘八年三月六日条の第二行「副男」以下の二十一字が、流布本(内閣本に限らず見た限りの本)に欠け東山御文庫本にだけあつてその為意味がよく通ずるのがこれまでに気付いた一番大きな相違である。その他は大同であつて、ただもとの本の破損の為と思はれる空格がやゝ多いことが見られるのは、祖本から最初に写した時が、東山御文庫本の方が新らしさを示してゐると見るべきであらうから、恐らく後西天皇の頃まで、この古写本△本が或所に所蔵されてゐて、それから直接写しめられたので、△本の中既に流布してゐたもの以外の新たな他の五冊までも我々の目に触れることができたのであらう。従つて想像し得る古写本△本が、現在見出されぬ以上、流布本と共通の年月を持つ八冊の中三長和五年正月(これは九条本を底本とするべきことは前述した)以外の他の七冊も、略々同等価値と認むべき流布本と相対校して、新校訂本の底本となすべきものである。

次に「古本」と記されたものは次の二冊である。

○元治安二年四季(五六月は三年の誤) ○堯長元年夏(略)

共に流布本にない年月である。元は前掲○元治二年夏と四月の二箇日のみ重複し、むしろ文字の多い部分もあるが、全体として省略甚しく、(正月の二箇日の条は殊に簡単で、廿日条の如きは、三塊抄所引)又七月の二箇日以外は日付に干支を闕き、著しい錯簡あり、翌三年の記事からの攬入がある等他の略本と様子が甚だ違つて欠陥が多いが、その中の法成寺金堂供養の記事は、諸寺供養類記引用の不知記を小右記と確認せしめ、互に相補ひ得るものである。堀は前述の如く六月の詳本たる伝自筆断簡と相補ひ得るものである。

次に「勅」は、2二三天元五年夏(伏見宮本)以下十七冊に記されてゐる。「勅」は恐らく勅修寺の略であらうが(寺本とは全く別のものである)、

十七冊は何れも伏見宮本の伝写本であり、後西天皇が伏見宮本を直接見られる便宜を有せられなかつたのかどうか、その事情は分らない。

残る「△」の文字は、1一天元五年春（△も）・22三長和四年秋（前田甲一四）・翌万寿元年春（前田甲二）・翌万寿四年七月（「勸本校」）（前田甲三〇）の四冊に記されてゐるが、一以外は現在の前田本の写しであり、前田本はこの後西天皇の万治頃には三条西家にあつたのであるから、「△」は三条西の略であらう。さうして見ると「△」「古本」「勸」「△」の何れの記載もない三十冊の中前述の寛仁二年春を除いた二十九冊も、現在の前田本の写しであるから、天皇は初め三条西本を本にされ、次で諸本を以て補はれるに当つて所拠の本を註され、何かの必要からその時になつて「△」を三条西本の写本の一部に記されたと云ふ様な事情があつたのではないか。しかりとすれば、寛仁二年春ももと三条西家にあり、更に前田家に譲つた中にあつたので、これらを含めた三十三冊（天元五年春の卷については間（註一六）を三条西本から写さしめられたのであらう。その中には前田本の中、流布しなかつた年月のものもすべて含み、詳略二本ある年代は必ず詳本によつて居られることは（一本共詳本なる良和三年冬は乙）によつて居られる（註一七）略本たる翌万寿四年冬の伏見宮本の写本なる「勸」本を写されながら、その中の十二月は重ねて詳本なる△本

を写さしめられてゐること（「勸」と△との書写的な先ととするのではない）と共に、後西天皇は既に小右記の写本に詳略二本あることを承知され、三条西本を殆ど完全に利用されてゐることを物語る。従つて流布本にない年月を含んでゐること、流布本が略本でこれが詳本であること等の特色は、すべて前田本のそれと同様であるから特に述べない。只△寛弘元年秋（前田甲一八）は前田本に大きな焼損が殆ど全巻に亘つて居り、これまで略本で部分的に補へるに止つたが、東山御文庫本は焼損以前のものからの写しであつて、ほど完全に欠損部の文字を埋めることができる。程度はこれ程でもないが、同様にして補へるもののがなほ数冊あり、長元元年秋は前田本に錯簡があるが、本書では正しい順序になつてある。なほ△寛仁二年春は流布本と相対校すべきものである。

こゝに△本は、現在の前田本と共に、嘗て室町時代には併せて三条西家に所蔵されてゐたことを実証する史料がある。それは三条西家旧蔵（現史料編纂所々蔵）の、折紙に室町時代の筆蹟を以て書かれた當時同家に所蔵されてゐた小右記の目録と思はれるものである。これには

小右記の四十八巻の年月が記されてゐるが、その年月は現在の前田本の中から甲二正暦元年秋冬（略）一巻を除いた三十六巻と、△本の中から三寛弘八年十一月（略）・四治安二年夏（略）併せて二巻を除いた十巻と、（勿論两者とも流布しなかつた部分を含む）嘗て前田本にあつた

と推定され今前田家にない寛仁二年春（略）一巻と、合計四十八巻であつて、これらは何等の書分けがなされず、年月順に記されてゐるから、當時同家にはこれらが一括して所蔵されて居り、その後△本は他家に移り、或は三条西家に於いて何かの理由で別置され、そこで上記の二巻（寛弘八年）が加はり、引続き同家に一括されてあつたものには上記の一巻（正暦元年）が加はつたものであらう。（そして後者のみが前田家に移譲された）従つて後に述べる近世流布本の中（一一）イ・（一三）イは三条西本（前田本）△本の二家の本を写したものではなく、両本が共に三条西家に一括され、あつた時にそれ（部分はその一方する）から写したといふ無理のない経路が判明する。そしてこの目録の三条西本の年月の終りに書加へられた十五巻分の年月は、ほど伏見宮本の中最初に流布した（一三）ロの二十巻の中右の四十八巻と重複しない部分に當り、参考の為に書加へたものと思はれる。（同時に伏見宮本の中二十巻以外は董山期においても他に紛れていたたかが、小右記として知られなかつたことを示す。）なほもう一つの折紙に記された十六巻の目録は、貸借の為のものかどうか分らないが、やはり同時代の筆蹟で、前田本△本が交つてゐるから、このことの傍証となるものである。^{〔註二七〕}

（九）東山御文庫六冊本（勅封第五十三番）

桜町天皇が恐らく右の六十四冊本を補ふ目的で写さしめられたもので、表紙に書名・内容年月等を染筆されてゐる。これには六十四冊本の如き所抛本の注記はないが、一から五までの五冊は伏見宮本の写しであり、恐らくこの時は直接の写しであらう。そして近頃まで他本に混入されて流布しなかつた一寛和元年四季（伏見）・長和二年夏（伏見）が已に小右記と認められて入つてゐることは注目される。更に、
○六長元三年十月（略）^{〔註二八〕}

のみは他に全く見られぬ年月で底本たるべきものであり、もとの体裁は、恐らく八・九月は秋下で、十月の僅か二箇日の記事は別巻からの抄出であらう。なほ東山御文庫には永延二年四季（桜町天皇外題）（勅封第五十六番）があるが、これは伏見宮本（三）の写しである。

（一〇）内閣文庫六十一冊本

内閣文庫所蔵

流布本たるこの本は、前述の如くその大部分の祖本を古写本たる伏見宮本と前田本の中に求め得たのであるが、なほ左の九冊については未だ求め得ない。

1 天元五年春

12 寛弘八年春（略）

21 長和四年夏

24 長和五年正月

29 寛仁二年春（略）

37 治安元年秋（略）

15 長和元年秋（略）

3 永観二年冬

26 寛仁四年秋（略）

41

この中24長和五年正月は九条本に古写本があるが、系統を異にする為にここに掲げたのである。なほ29寛仁二年春が嘗ての前田本の中にあつたと想像され、その他の八冊は、東山御文庫六十四冊本によつて知られる所謂△本の中であることは既に述べた。何れも東山御文庫六十四冊本とは、同じ古写本から違つた時期の写本と推定され、互に相校合し、24以外は、その相校したものを見て底本とすべきである。しかし各種の近世写本でこの年月を含んだものはなほ多くあり、それら諸本の調査が必要となる。それについては、後の（一一）（一三）を見られたい。

なほ31寛仁二年冬は（東山御文庫六冊本と共に）前田甲本の焼損を、41治安三年冬は伏見宮本の後欠を補ふに役立つものである。

（一一）其他

伴信友の史籍年表によると、以上に見られた年月の外に、寛弘三年・寛仁元年六月等があり、季月を示してゐないものを四季揃つてゐるものとすると、この上になほ多くの加へることができるが、如何なる本によつたか分らない。

以上に掲げた新古諸本の含む年は、伴信友の史籍年表のみに見えるものは除いて三十九年となり、星野恒博士が曾て、「僅に三十一年を存

し、其間春夏ありて秋冬なく、冬夏ありて春秋なき者あり」（歴世記
錄考）といはれたのに対し年に於いては僅かに八年を増したに過ぎないが（流布刊本に加へられた寛和二年の立坊部類記）、季月を加へたもの、略本を詳本に置きかへたものは相当数に上る。しかし推測し得る原分量と比べると現存状態は頗る悪いと云つてよい。そのことについては、後に小記目録の項で触れることとし、次に、新たな年月を加へることは出来ないが、近世に於ける写本の系統や、流布本の成立事情を徵するに足る諸本を簡単に列举して置く。

(一) 彰考館本系統の諸本

イ 内閣文庫本（八条宮本）

七十五冊（外に目録四冊）

内容は前田本と△本との両本の中流布したものすべて（即ち当該三頁及たるもの^{を附し}）と、曾て前田本にあつたと推定した寛仁二年春とを含み、原本では三十三巻のものを七十五冊に細分し（「一月一冊の」）、目録四冊を加へたものである。各冊首に「彰考館」「林氏藏書」「浅草文庫」の朱印、尾に「昌平坂学問所」の黒印あり、最後の冊（^{年秋}治安元）に左の本奥書がある。

小右記自天元五年至治安元年都七十五卷（今改以一冊并目録等不慮求出之、令書寫校合訖、雖其間及闕略、然遺四十余年之大概、尤希世之珍記、幸甚々々、

延徳三年孟春日書之 判

この奥書は他本にも治安元年秋の冊尾に存するものがあるが、この奥書の示す内容年紀・冊数を持つものとしては管見の限り唯一のものであり、且つ、元禄二年八条宮尚仁親王から彰考館に賜はり、同四年徳川光圀から林信篤に贈つた本そのものと思はれる。この本は余りに小分けして冊数が多くなつた為に、この本からの写しは再び合冊を行つてゐる。学習院図書館二十冊本（大沢侍従兼下野守藏書印アリ）、国立国会図書館所蔵樂亭文庫本、神宮文庫所蔵宮崎文庫本何れも三十三冊等はそれである。

し、其間春夏ありて秋冬なく、冬夏ありて春秋なき者あり」（歴世記
錄考）といはれたのに対し年に於いては僅かに八年を増したに過ぎないが（流布刊本に加へられた寛和二年の立坊部類記）、季月を加へたもの、略本を詳本に置きかへたものは相当数に上る。しかし推測し得る原分量と比べると現存状態は頗る悪いと云つてよい。そのことについては、後に小記目録の項で触れることとし、次に、新たな年月を加へることは出来ないが、近世に於ける写本の系統や、流布本の成立事情を徵するに足る諸本を簡単に列举して置く。

ロ 彰考館旧蔵本 二十一冊

彰考館旧蔵本であるが、現在はイ本と合して冊分けを改めたので、この形のものは現存しない。伏見宮本の中流布したものゝ更に一部分、即ち伏見宮本一・九——二・三・四・六・八・一・三・二七——三（^{頁月は三}）の二十一巻の伝写本であるから、祖本と冊分けを同じくしてゐたわけである。後述の一条昭良が慶安二年に写した二十冊と比べると、三長元二年春の一冊だけ多く、恐らく両者はその書写年代を異にする為に、この相違を生じたのであらう。

ハ 彰考館本 三十冊（外に小記目録一冊）

イとロを合して年代順に排列し、冊分けを改めたもので、第一冊の首に新たに作製した目録をのせ、年代の肩にイに相當するものに「新」、ロに相當するものに「旧」と注記し、その次に、

館旧藏野府記武拾壹冊、案書籍目録、寒資記名小右、及諸書所援皆挙小右記、野府之名未經見、蓋後人所私命者也、元禄己巳之春彈正尹親王辱賜小右記七拾九冊、彼此對照、

皆前之野府所無也、於是隨年月先後、錯綜次序、合為一部三拾壹冊、共從小右名、因創目録、附載卷首、標新旧目識別焉、
と記してある。元禄九年九条本中の永祚元年春夏がこれに綴込まれたが、その以前に京都の公家の間に伝写された。勧修寺本（^{雄氏所蔵}）三十

一冊は、右の識語と永祚元年記とがないこと以外は、彰考館で作製された目録以下冊分け等すべて同一であり、久世通理が六条本を写さしめた二十五冊本（^{書陵部}所蔵）もこの目録を有し、この本の写しの端本と認められる。これが写されたことは、ロで述べた如く、當時流布してゐた一条本系統より長元二年春の部分が多く、年月が備つてゐた為と思はれる。現に長元二年春の部分だけをこの本から写して補つた本があること（後によつても考へられることであり、この部分と共に永祚元年（^夏）^{の存在が噂されたのも恐らく彰考館本に關して}あらう。

(一) 一条本系統の諸本

イ、一条冬経本？

三十五冊(小記目録二冊を含む?)

早稲田大学図書館本十六冊の中十四冊に貞享元年大炊御門經光が一条冬経の野府記三十五冊を写した旨の奥書があり、更に京都府立図書館三冊本・内閣文庫六十一冊本・書陵部所蔵谿齋叢書本・同莘々苑文庫本等の中に散見されるものを加へると約二十七冊となる。三十五冊全体については明かでないが、この二十七冊の年月と、次の口とハとの関係を考へて、恐らくは、一条家に於いて、口と合してハが出来た所の一条冬経本とも云ふべき、(一)イと内容年月を同うし、且つ祖本の卷分けと一致する冊分けを有した三十五冊(目録一冊本文三十三冊)本が存在したであらうと想像する。

ロ、京都大学國史研究室本(一条昭良本) 二十冊

尊経閣文庫一本・神宮文庫一本(庫管本文)・内閣文庫一本(平坂学問所)の印あり、國史館日録寛文三年十二月廿二日条に見られる野府記二十冊は之に当るものであらう。

其他同じ構成をもつたものは数多い。内容年月は(一)ロから長元二年春を除いたもの。祖本たる伏見宮本と冊分けは同じ。純粹に右の構成を持つ本に、不思議に奥書はないが、却て諸本混成のもの、例へば書陵部所蔵の莘々苑文庫本第一冊の本奥書に、

右野府記之内廿卷、自貞清親王家令借請、遂書写功加校合畢、
慶安二年仲夏下旬 桃花野人

とあり(この奥書は他にも見える)、又兼香公記(享保十三年四月廿二日条)に、

先年當家先祖照良公時分、(伏見宮貞建親王)彼先祖貞清親王時分、野府記令借用、悉

未写之由相見、

とあり、即ち慶安二年一条昭良が伏見宮貞清親王から借りて写したもののが伝写されたものである。しかし、伏見宮家で、この二十卷だけが野府記として一括されてゐた時期があつたとすれば、慶安以外の時に写されたものがあつたとしても差支ない。

ハ、平松本(京都大学附属図書館所蔵)

五十四冊(外に小記目録二冊、但し今一冊に合す。)

各冊「平松藏」の印あり。イ(寛元年)と口を合し、長元二年春を加へたもので、内容年月は(一)ハ彰考館本と同じであるが、冊分けは祖本の巻分けに同じ。平松本小記目録に挿入された一葉の文書は、毎冊の年月と、その一部分に筆者名等の注記を加へただけのものであるが、注記のあるものだけを示すと、

天元五春備筆 天元五夏備筆 永觀二冬時方 永觀三寛和元 春夏時方
正暦六長徳元自正至十月、時方長徳五長保元、時方秋冬 寛弘二春夏、時方

長元二春水戸

とあり、平松時方の生時(慶安四年生、宝永六年薨)から大体の書写年代を知り得ると共に、長元二年春の部を祖本たる伏見宮本からではなく、彰考館本から写したことを見出せる。一条家書籍目録によれば一条本もこれと同じ。陽明文庫一本はこの端本。(二冊欠)

ニ、谿齋叢書本 三十一冊 書陵部所蔵

毎冊表紙に「谿齋叢書」の印がある。ロと同じ二十冊と、野府記別冊と題した前田甲本六・六・一・三・四・同乙本二・四・五(該当年月照)及び寛仁二年春(本と推定)・長和五年正月(△)を祖本とする十一冊を加へた三十一冊であるが、後の十一冊はイの端本とすべく、結局全体はハの端本であつて、特に掲げる程のものでないが、流布本のものになつた修史館旧蔵本三十一冊の内容が正に之に当り、流布本の成立を見る上にこゝに述べた。流布本のこの部分の三十一冊は、表紙右上部に「渠」字(千字文の二字)があり、綴目下方に「共井」とある。

ホ、一条忠貞本 六十四冊本

修史局が旧蔵本ニを補ふに用ゐた本。未見。ハに相當する一条本を増補して成立したものであらう。その増補の状況は、一条兼香が、享保十三年四月廿二日、伏見宮貞建親王に、先祖昭良が貞清親王から借りて悉くは写さなかつたので、「若一両冊にても有之は此年号之内可借之旨」申入れ、天元元年から長元五年までの年季で自己の蔵本にない年季を目録に作つて提出して居り、(この目録によると当時の一条本は、

正にハに当るものであつた。元文元年三月四日には旧冬借用の野府記一巻(内容)を返却し、同十三日には、

野府記

一 長徳三年正月首次
一 至十二月六日墨付廿四枚
一 治安三年自十月首次
一 至十二月墨付五十枚
一万寿二年三月三日
墨付廿三枚

壱卷 壱卷

作製した目録でも加へたのであらうか。

こうに再び最初に諸本の考察を初めるに当つて手懸りとした所の流布本(内閣文庫六十一冊本)を取上げて、その成立を考へて見ると、修史局旧蔵本(ニ)に一条忠貞本(ホ)を補つてできた本は、ニは元来ホに含まれたものであるから、結局ホと同一のものとなつた訳である。只小記目録は修史局に別に四冊本(彰考館本系統)があつたので写さなかつた。これに更に伏見宮本三永延二年冬・七長保三年十月の写しを綴ぢ込んで成立したのが流布本である。従つて外形的には三本を合したものであるが、内容は数部分より成ることは、流布本毎冊の每半葉行数を検した左の結果によつても知ることができる。

修史局旧蔵本

11 2 38—40
18 24 42 43 45
25 27—32 47—53
34 56—61

一一〇冊 六行 伏見宮本から一条昭良が写した部分

一一冊

一〇行

一九冊

三冊

九行

前田本及び△本(合せて三条西本)よりの写

一冊

一二行

彰考館本よりの写(祖本は伏見宮本)

七冊

八行

伏見宮本から一条兼善が写した部分

伏見宮本で補つた部分

一条忠貞本で補つた部分

1 (後半)	2 (後半)	3 (後半)	4 (前半)	5 (前半)	6 (前半)	7 (前半)	8 (前半)	9 (前半)	10 (前半)	11 (前半)	12 (前半)	13 (前半)	14 (前半)	15 (前半)	16 (前半)	17 (前半)	18 (前半)	19 (前半)	20 (前半)	21 (前半)	22 (前半)	23 (前半)	24 (前半)	25 (前半)	26 (前半)	27 (前半)	28 (前半)	29 (前半)	30 (前半)	31 (前半)	32 (前半)	33 (前半)	34 (前半)	35 (前半)	36 (前半)	37 (前半)	38 (前半)	39 (前半)	40 (前半)	41 (前半)	42 (前半)	43 (前半)	44 (前半)	45 (前半)	46 (前半)	47 (前半)	48 (前半)	49 (前半)	50 (前半)	51 (前半)	52 (前半)	53 (前半)	54 (前半)	55 (前半)	56 (前半)	57 (前半)	58 (前半)	59 (前半)	60 (前半)	61 (前半)
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

(二冊の内)

伏見宮本から修史局で写した部分

結局、近世に流布した写本には、彰考館本と一条本との二系統があり、本論の出発とした流布本は大体後者に属することが明かとなつた。従つて、流布本の中、古写本に祖本を求め得ない部分(参照)については、さきに流布本(内閣六十)と東山御文庫六十四冊本とを相校合すべきことを述べたが、同じ祖本からの写し乍ら若干系列を異にする彰考館本系統を加へて三者を総合して復原を試みることの必要が感ぜ

られる。しかし一二試みた結果によれば、彰考館本系統の本文は他の二者に比してやゝ劣つた点が多い。

3 逸 文

前項に述べたやうな伝本の分量の上での悪い現存状態の結果として、伝本がない部分で諸書に引用された小右記を数多く見出すことができる。管見に及んだものは、今のところ極く一端に過ぎないが、そ

れらの諸書は次の如きものである。

小右記（他の年月日の条） 台記 台記別記 宇槐記抄 玉葉 山槐記
玉葉 三長記 平戸記 園太曆 建内記 兼香公記 実方公記 百練抄

愚管抄 節会部類 朝覲行幸部類 院号定部類 諸院宮御移徙部類記

改元部類 御産部類記 諸寺供養類記 御賀部類記 立坊部類 三条西

本諸記抄（從來北山抄とされたもの。） 北山抄 江次第 江次第抄 拾芥抄 師光年中

行事年中行事秘抄 局中宝 御遊抄 平野行幸次第 初任大臣大饗雜

例 三節会次第九条本踏歌節会次第 直物抄 三槐抄 魚魯愚抄 魚魯

愚別錄 不言雜事 桃華蘿葉 胡曹抄 蛙抄 有職抄 竹園雜事抄 元秘

別錄宸筆御八講記 修法要抄 後七日法并雜事 三僧記 官奏記 神木

動座之記 源氏物語奥入河海抄 花鳥余情 源語秘訣 枕草子傍註 更

級日記勘物 古今著聞集 古事談 続古事談

これら逸文に現はれる小右記の年代は、源語秘訣所引の天元元年四

月十日から、宇槐記抄所引の長元九年十二月十二日に至り、伝本よりも上下限を夫々四年拡げることができ、中間でも本記の現存しない年

で逸文の求められたもの十五年ある。（結局本記も逸文もないのは、長保五年の一年のみ。但し目録はある。）引用の仕方にも、極く断片的なものから、部類記に見られるやうに一日の条乃至一段落を完全に引用したものまであり、御産部類記・諸寺供養類記所引のものゝ如きは、數日間連続した詳本の姿をさへ彷彿させる。

この項に関しては、殊に搜索不十分で、将来の補遺を予定してあるが、今まで見出し得た所は、夫々附表の相當個處に記入して置いた。

II 小右記別記

の見られるものがある。

(1) 在節会部（正暦元年十一月廿一日〔ヨコニハ別記ヲ取メ〕・正暦四年正月七日・寛仁二年十四年正月七日・十三年正月七日・四年十一月廿一日・治安元年十一月廿一日・万寿二年正月一日・七日・十六日の各条。）

節会作法記別（長徳五年十一月廿五日条。）

節会事在其部（月廿二日条。）

此日御記在節会部（寛仁三年十一月十六日条。）

節会儀式在別部（治安三年十一月十四日条。）

節会事在節会記（万寿元年十一月廿一日条。）

節会事在節会部（萬元二年正月七日条。）

(2) 在政部（正暦三年正月十六日・四年正月廿三日・二月五日・八日・五月廿三日の各条。）

在大饗部（正暦四年正月廿四日条。）

在二日部（月二日条。）

(4) 給祿等事見賭射部（寛仁三年正月十九日条。）

賭射違例事同見之（月十九日条。）

賭射事在彼部（月廿四日条。）

賭射事在彼部（月廿四日条。）

〔註三〕

これによつて見ると、小右記の本記の外に別記のやうなものがあつたのが、今の伝本に於いては相当個處に、日付の体裁など別記の時そのまゝにはめ込まれてゐることが考へられる。この別記が、一括されたものとして存したかどうかは明かでなく、一括されてゐたとしても、その名称は分らないが、節会部・政部・大饗部・賭射部等があつたことは明かである。更に節会部の中も、すべて「同年」でなく、

「同年」云々と記されてゐるのは、同じ年の異種の節会を逐次に書いてあつたのではなく、同種の節会の先行する年の記事を承けてゐるものと考へられるから、元日節会・白馬節会・踏歌節会・豊明節会等に副分類されてゐたと見るべきであらう。そして在何部等の記入がなく、初めに述べた様な体裁で別記であつたと思はれる条を拾つて見ても、永祚元年二月十六日の円融寺朝覲行幸・正暦四年正月三日の朝覲行幸・長保元年八月廿五日の内親王著袴・治安二年七月十四日の法成

寺金堂供養などを除いては、ほとんど右の四部四節會に限られる様である。このやうな限られたものだけについて別記が作られたのは、実資の在任した官職との関係か、小野宮流の故実に於いて重んぜられた儀式について作られた為かは今遽に考へ得ない。ただ文中儀式の細部に亘り、先例典拠を多く引いてゐることは、後者の場合を考へるのに有利の様である。

右の中の長保元年八月廿五日条は、先づ本条があつて、次に再び年月日を具備した日附の下に内親王着袴の記事が書かれてゐるのであるが、この記事中の人物の官位はこの年としては当てはまらず、御堂関白記・權記によつて知られる当子着袴の寛弘元年とすれば合致する。恐らくは「長保六年八月廿三日乙亥」(改元後でも本記の年号表記を用ひた)とあつた六元と誤つて貼込む場所を誤り、次いで干支に合せて、廿三日を廿五日と改めたのであらう。この貼込違ひはたまく後から貼込んだことの明かな証拠である。(註三四)

長和五年正月二日条が二つ続いた後に、一格を下げて次の文章がある。(九条本)

此記無此本、付何書被書注哉、若正本之文歟、仍不棄統之也、被抄取節会事之間被注出歟、
これは色々に解し得る文章であるが、恐らく、後人の文章と見て、「この別記は本記にないが、実資の記であらうから、棄てずにここに貼りつぐのである」と解すべきものであつて、別記をこの場所に貼り込んだことに就いての注記である許りでなく、全体的に別記を本記に貼り込んだことに就いての凡例とも見るべきものであらう。或はこの操作の手始めが、長和五年の卷であつたことを示してゐるかも知れない。前田甲本寛仁元年十一月廿二日の別記は恰も別紙に書かれ、余白十一行分あつて次の紙にはりつがれて居り、この操作の跡を示してゐる如くであるが、かゝる例はこゝ一個処であるから、直ちに前田甲本に於いて始めてはり込まれたといふよりは別個の解釈が必要であらう。そ

(註三三) てははじめてはり込んだことの判明するものもある。
(註三四) 略本では日付のみで「見その形迹がなく、詳本と比べ

III 小記目録

1 諸本と項目

小右記の九条本七寛弘九年夏の巻首にはその巻の簡単な目録が付されてゐる。又流布本についての編年目録としては、陽明文庫に近衛家源筆のものがあり、書陵部に「静幽堂叢書之内」としてあるものがある。しかし今こゝに小記目録と云ふのは、これらのものを指すのではない。東山御文庫目録に「小右記部類目録」とあり、京都大学附属図書館所蔵平松本に「小右記類聚目録」とあるやうに、編年でなく類聚であり、現存状態の悪い流布本からの目録ではなく、曾て存在した殆ど完全な本からの目録である。これまで多く小右記目録の名で呼ばれたが、現存本からの目録と区別する為に、原題に従つて小記目録と称することとする。小記は小右記の別名である。この目録には從来流布本として(註三五)(實は二冊、後述)だけ知られてゐたが、九条本十四巻・東山御文庫本二冊をこれに加へることができる。今各冊に含まれた項目を記すと次の如くである。

(一) 和学講談所本(流布本)	四 冊	史料編纂所所蔵
四 三月(御燈・臨時祭石清水・季御讀經付諸)		
五(実は四)(後半)(京官除目付直物・臨時・復任・女官)		
三(実は廿)(院宮凶事付御・親王女御薨・付賀・葬・法事・公卿薨卒・付喪葬・庶人)		
(二) 九条本 十四冊(重複なし) 九条道秀氏旧藏 書陵部所蔵		
一年中行 正月上 四方拝・供御薬・小朝拝・朝賀・朝覲行幸付春・節会元		
七日 拜礼院・女院・一宮・臨時客・親王・大臣・大納言・二宮大變・大臣家大變		

卯杖・御薪・国忌)

二年中行 正月下(叙位議付臨時・女叙位付臨時・女王禄・御斎会・除目)

(付召仰下名) 兵部手番付近・射礼・射遣・賭弓・殿上賭弓・内宴・政始)

三年中行 一二月(祈年祭・釋奠・祈年穀奉幣・春日祭・大原野祭・園韓神)

(註三八) 祭・山科祭・平野祭・松尾祭・杜本祭・梅宮祭・大神祭・廣瀬竜田

祭・吉田祭・北野祭・御靈会・諸社祭間雜事等・列見・位祿(付大・祿)

(一分召付雜)

五年中行 四月(旬平座丸)・擬階奏・灌仏・御禊・賀茂祭・警固解陣・位記

召給・郡司読奏(刀付帶)・賑給・最勝講・六月(忌火御飯・御体御ト・月次祭付神・施米・大祓付臨時・御贖)

六年中行 七月(乞巧羹・御袴・相撲)・八月(足考・駒引)・九月(重陽宴・御節供(茱萸・例幣))

七年中行 十月(射場始・維摩会・初雪見參)・十一月(御曆奏・朔旦冬至・新嘗會付五節・鎮魂祭)・十二月(荷前付諸・御仓名付院・諸寺仓名

・御髮上・追儺)

公卿勅旨使・諸社行幸・諸社奉幣(付神宝・十列)・斎王・斎院・宇佐使・鹿嶋使・諸社遷宮・神社託宣・天狐假託・神位記・諸社司付(付敍)・被寄諸社田園戸・補祭主・中氏相論・内侍所御神樂

・御祭除(付解)・兼行神事仏事・山陵使

九仏上(付院宮)・諸家讀經・造寺(付覆勘・修造・頤養堂)・諸寺供養(付諸家・諸寺修正付修)・諸寺八講・御八講(諸宮・親王臣)

(二〇カ) 下・法会(諸宮・諸社)・御念佛・御懺法・御念誦・御誦経・灌頂・

仏像・經論・御修法・万僧供・僧驗德・二胡四胡論・以愛岩護為五台山・閔寺牛仏・弘法大師手跡・說法

三臨時 御元服付太・元服王(親王・孫・着袴(付着)・御產・嫁娶・諸家產付親家・賀・御遊付院宮・殿・書始・御書所・御作文和歌(付御書所)・樂所

始・競馬付打(註三九)・見物

六臨時 僧綱召(阿闍梨・法務課・諸寺司)・僧綱辭狀・天台座主・聖人・御持僧

給物・僧侶入滅・僧證号(付賀)・出家(付受)・僧官位(付男女)・服仮・

咒詛・藥・毒藥・落馬車(付落)・触穢・神社汚穢・忌日參内・異朝

・怪異・夢想・御祈・禽獸

(實奏)・臨時政始・政(付序覽)・軒廊御ト・詔勅・陣申文・陣定・

封戸收給・吉書・造曆・請印(内文・位記)・度縁・失礼・落書・錢・供御

・献物(付便)・御物紛失・御馬御覽(御馬牛・貢馬牛)

(造宮カ)・内裏舍屋顛倒(付參)・所所修造(付道)・防河・慶賀(付列)・公

卿著座(付著)・致仕・輦車宣旨(付牛)・勅授・諸陣雜事・撰政・關白

物指(賀茂・春日・諸寺・大臣以下物指諸寺・臣下向所々付入道相府・移徙

(帝主・院宮・臣下・天変)・座席・上日・夜行・日次・方角・家地・庄園(付造作)

(三合命付草)・皇后火事・神社火事・寺塔火事・所々焼亡

(三京都御所東山御文庫本) 四冊(布本と重複)

(七臨時) 一・濫行(付強)・鬪闘(付刃傷・闘殺)・合戰・追捕・追討使・搜盜(付盜)

・流罪・使庁政・禁制・勘事(付罪名・過失)・解官・停任(付任)

(八臨時) 一・秀才・學問料・花宴試(行幸)・省試・寮試・課試・帥大貳(付雜事)

・受領・餓・受領功過・諸國善状・諸國申異損(付御)・諸國濟物

・訴訟・赦令(付免)・雜事

九条本だけ平安期の古写本であつて他は新写本である。卷数と篇名

の不明な巻が多いが、前後の分明な巻から推すと、卷一から卷七までの年中行事、卷九卷十の仏事、卷十一から卷十八までの臨時は動か

ない所で(更に卷廿も臨時らしい)、卷七は十二月の追儺で終つてゐるから、

卷八は恐らく神事であらう。そして卷五が流布本と九条本と両方にあ

ることは、流布本の巻五を内題の体裁から、卷四の中の後半に当るものと想像してゐたが、東山御文庫本(陽明文庫本等)を見るに及んで想像の如くであったことが判明したばかりでなく、流布本巻廿一も、

元來併せて巻廿の一巻であることが分つた。

東山御文庫本では、四・七・三の三冊に綴目上部に△印があり、東山御文庫六十四冊本の本記の印と同様に考へると、この三冊が△本であり、△は三条西本といふことになり、△本中の一冊のみが他の本記と合して流布したと考ふべきであらう。そして一条本系統では祖本と同じ冊分けを以て伝写されたに拘らず、彰考館本系統ではかの細分された七十九冊に含まれて伝写されるに當り、本記と同じく目録も二冊が四冊に細分され、その各に勝手な巻数まで附されて、誤つた冊分けとなつて流布した。その為流布本は、本記は一条本系統、目録は彰考館本系統といふことになつたのである。

次に、小記目録の元の巻数は何巻であらうか。後に述べるやうに前田甲本と同系統本に施された朱書の見出しは小記目録の文と略々一致する。よつて今同系統本二十七巻をとつて、その見出しにあつて目録にないものの数を求め、その数の二十七巻全体の見出し数からその数を減じた数に対する割合を求め、現存の十八巻にその数を乗じて見た處、二・四と云ふ結果を得た。(註四二)即ち未発見の小記目録は二巻強、換言すれば平均の大きさよりやゝ大きい二巻と考へられる。このことと巻廿が凶事を以て終つてゐることを併せ考へると小記目録の原巻数は二十巻と推定することができ、未発見巻の内容も目録と比べることによつて、譲位・即位・立太子(註太子)・行幸(註行幸)・行啓・立后・入内・親王宣下・改元・大嘗会・一代一度仁王会等を含んでゐることが推定される。即ち本記の場合と違つて全廿巻の中、大部分の十八巻が現存して居り、全体の箇条数は約八千に上つてゐる。

2 包含年月と価値

今見る小記目録約八千箇条の年代の上限は、本記の全くない貞元三年(天元元年)正月一日で、下限は本記と一致して長元五年十二月三十日である。そこでこの類別された個条をすべて編年に直して、諸本を総合した本記と残存状態を比較すると次の如くになる。

次に月に移ると、目録では、

天元元年六月

を欠いてゐる。これはたま／＼目録をとる記事がなかつた為とも思

即ち、星野恒博士が、「さて其目次中の年月を檢するに、天元元年より長元五年に至るまで五十五年の年月一も缺く所なし」(註四三) (歴世記録考)と云はれたのは、「年月」を「年」に改めれば正しくこの結果と合致し、本記における三十九年は遙かにこれに及ばない。

考察を年から季に移すと、目録においても既に、

長和五年秋冬 寛仁元年春夏 長元元年春冬 長元三年冬

の四年の中の七季を欠いてゐる。この期間はもと／＼書かれなかつたかと云ふと、長元元年春には三槐抄に逸文、同年冬には略本たる伏見宮本及びこれを祖本とする流布本があり、長元三年冬は、僅か二箇日の記事であるが東山御文庫六冊本に十月がある。たゞ長和五年後半から寛仁元年前半にかけて、連続一年間は、本記・逸文・目録共に見出しえないことが注目されるが、特に日記を断たねばならぬ実資身辺の事情も見出し難く、或はこの部分は本記が早く滅んだかも知れない。長元元年春及び三年冬も、その部分だけ季を単位に、すつぱり欠けてゐるのであるから、本記があるに拘らず、これらの巻だけ目録を取り落したものと見るべきであらう。さて四季を具備した年は、目録ではこの四年を減じて五十一年となるが、本記ではグツと減つて十四年となり、差は益々激しくなる。

目録	本記	現存年	現存年
55	39	39	四季ノ 年
51	14	14	月ノ 年
50	8	8	詳 年
	2	2	詳 本デ

はれるが、（見出しは勿論毎日の条にある訳である。）ともかくこの一年を更に引くと、月を具備した年は目録では五十年となるが、本記では八年となつて差はないよ／＼聞く。この八年も多く略本を交へて居り、ともかく詳本を具備した年は永祚元年（春首部に破損多し）と寛仁三年（前灰十月）の二年だけであり、それすら完全でない。しかるに目録は五十五年の間に通算して二年足らずを欠いてゐる外は、すべて詳本からとつた目録と認定されるのである。

目録は結局目録である。その日にその事があつたのか、單に議せられたに止るか、昨日のこととか、今日のことか（「昨日」と明記した箇条もあるが、「昨日」とすべきものでは）、推測の限外にあるものなきにしもあらずである。しかしこのやうに伝存状態の頗る悪い本文に対するかつて存した殆ど完全な本文からの目録は、不十分乍らこれのみによつて知られる多くの史料（本に東山御文庫本等による新史料）を提供する。それは例挙するに遑ない程である。

3 成立事情と成立年代

右に述べたのが、小記目録の第一の、そして最も重要な価値であるが、この他にも副次的に活用の途は多い。しかしそれを述べる前に目録はどうして何時作られたかを考へて見よう。このことに目安となるのは、本記の前田甲本（正しく系統分）に付せられた本文と同時代と思はれる（本文の或部分と）朱書の見出し（首付）の文句と、目録の文句とは略々一致することである。乙本（甲本に附ふ）や伏見宮本の見出しと目録と比べると全然別であるから、この一致は偶然のものではない。見出しを利⽤して目録を作つたか、目録を作る為に見出しを付けたかといふと、見出しの文句が、時に割注まで用ゐて、本文とはなれて独立し得る用意を以て書かれた様に思はれることからみると、恐らく後者であらう。そしてこの部類目録は、当然当時の一般的風潮であつた日記の部類記を作ることと聯想されるが、小右記の本記を部類した部類記が作られたかどうかは、今の處不明瞭であり、もし作られたとしても、こ

の部類目録は、その体裁から見て、出来上つた部類記の目録とは思はず、やはり単なる部類目録であらう。

では何時作られたか。矢野太郎氏は勘仲記（正応元年八月八日条）を引いて、後深草上皇が侍臣等をして作らしめられたのではないかと云つてゐられるが史料大成解説。その後に知られた目録の九条本古写本が平安期写本であるから、もはやこの説は問題にならない。小右記が本記・目録共に一致する最下限の長元五年年末を以て擲筆されたのでないことは、御賀部類記（伏見宮御記）に、長元六年十一月廿八日の条を、兼香公記（中保八年十一月廿九日条）に、長元八年三月廿八日の条を、宇槐記（仁平元年十二月）に、長元九年十一月十二日の条を夫々引いてゐることで明かである。しかるに、目録が長元五年までの五十五年間は略々完全に近い本から目録を取り乍ら、その年末でピタッと打切られ、翌年以後に少しも及んでゐないことを考へると、長元六年以後のごく早い時期に作つたと考へるのが妥当ではあるまいか。後の例ではあるが、中右記の記主中御門宗忠は、その日記を書綴けてゐる存生中、即ち保安元年に至る足懸け三年かゝつて、嫡子宗能の将来の奉公の為に、侍男等をして、自らの記を部類せしめて居り（中右記保安元年、部類記と部類目録の相違はあるが、小記目録の場合を考へるよすがとなるものであらう。即ち、前項に述べた小右記別記は限られた少い儀式について部類された別記であつたが、将来の先例の典拠となるのはこれに限らないのは云ふ迄もなく、本記についても、大部となるにつれて閲読の便をはかる必要を生じた。そこで別記を一応本記にはり込んだ上で、全体についての部類目録を作つたのが、この小記目録ではなからうか。）

それでは前田甲本及びその系統の本は、目録作製者が直接手にした本そのものであらうか、或はその伝写本であらうか。こゝに手懸りとなるのは、前田甲本長和三年三月十二日条の見出の五箇条で、すべて目録と一致するが、目録では、始めの三箇条は正しく十二日とあるのに對して、あと二箇条は九日と誤つてゐることである。これは十二

日条の中間本文のうちに「去九日」云々の文句があつて、「九日」の二字が丁度行頭に来てゐて、その行以後の見出しが目録で九日と誤つてゐる。

るが、小記目録作製の痕跡は見られない)

4 副次的効用

さて、小記目録の第一の価値は、本記の残存しない箇々の箇条の史料的価値にあることは云ふまでもないが、副次的な効用として、

(一) 小右記の最初の分量の推測。既述。

(二) 小右記諸本各巻の詳本か略本かの鑑別。一般的に云つて、日記の写本の日付が飛び／＼であるからと云つて略本とすることはできないが、小右記の場合、目録に含む日付との対照によつて、略本であることが確認できる。これまで略本と云つたのは、すべてこの確認を経たものである。たゞ長元元年冬と三年十月だけは対照すべく年月が前記の如く目録中に闕けてゐるが、多くの例から帰納した結果を演繹して推定したのである。実にもとの詳本の姿は、五十五年間殆ど日々日記を記し続けたのであつて「少より老に至り筆録懈らず、亦其魄力の厚きを察すべし」(歴世記録考)と星野博士の云はれた通りである。

(三) 小右記断簡・逸文の年月等の推定。伝自筆断簡の長元三年八月とされてゐるもののが、六月の誤りであることは、他からも論証されるが、目録との対照も一証となるものである。又百練抄永延元年今年の條に、「去月一日小右記」を引いて、昨日暴風雷雨の間北野天神の託宣のあつた記事があり、続古事談四に同じこの話をのせて、「六月晦日ニ風吹」云々とあるに拘らず、日本紀略七月晦日に大風雨の記事があるのによつて、大日本史料も増補新訂国史大系も「去月一日」を「八月一日」のこととしてある。しかるに小記目録には「永延元年七月一日天満天神御託宣事」の箇条があつて、続古事談の正しさを証すると共に、この百練抄にみえる逸文を永延元年七月一日条と確認できるのである。これらは年月等の推定に過ぎないが、一般に断簡・逸文について、小右記なりや否やの疑問の解決に資し得る可能性もあると思ふ。

(四) 小右記諸本の系統の判別。前田甲本の見出しが目録と一致することによつて同本の性質を知り得た。このことを更に手懸りとして写本の書院校となつたについて、小右記から関係記事を抜粋してゐるのが見られ使あり、小野宮記を召されたので二帙を献じ、元暦元年八月十一日には、大嘗會檢校となつたについて、小右記から関係記事を抜粋してゐるのが見られ

系統をさぐることができる。目録と一致する見出しを持つ写本は同一系統のものと見てよい。前田甲本と乙本とを正しく系統を分け直すことも、伝自筆断簡を前田甲本のつれと認めることも、東山御文庫四冊本の△本の中からこの系統のものを搜り出すことも、一に見出しと目録との対照によつて可能であり、将来出現すべき写本の系統決定にも適用し得る。

IV 小右記の起筆擷筆と写本の系統

小右記の起筆の年は明かでないが、目録に見られる最上限の貞元三年（天元元年）正月一日以前については逸文も今の処見出されず、目録が前述の如く在世中の編纂かと思はれる程完備した本からのものとすれば、ともかく小右記としてまとまつたものとしてはこの年を初めとすべきであらう。〔註五〕時に実資二十二歳、正五位下〔前年〕右少将〔五年前〕の官位にあつた。そして長元五年々末に至るまで五十五年間、殆ど日々日記が書き続けられたと思はることは前に述べたが、長元五年は実資七十六歳、正二位右大臣右大將皇太子傳の官位にあつた。長元六年以後も書き続けられたことは、六年八年九年の逸文によつて知られるが、五年までと同様の日々の詳しい記事が書かれたであらうか。長元五年は老年とはいへ実資の生涯に於いて何等時期を劃する年ではなく、〔註五〕皇太弟傳は長元九年〔八十〕に、右大將は長久四年〔七歳〕に辭してあるが、寛徳三年九十歳で薨去の年まで右大臣の官にあり、その間の活動は孫資房の日記たる春記〔長曆二十年十月廿一日・長久元年八月廿四日〕にも窺はれる。恐らく余りに大部になつた為、一応長元五年までを一括りとして目録作製及び一後に述べる推定にして誤りなければ第一次伝写が行はれ、その為この時の写本は五年以前に限つて一括されたものとなり、六年以後も同程度の詳密さで書き続けられたが、六年以後を含む原本及びそれからの伝写本は恐らく減んで了つた為に、五年以前がともかく伝本を伝へてゐるのに対し、逸文だけで本文が見られない結果とな

つたのであらう。〔註五〕長元九年〔八十〕年末が今の大處最下限であるが、この年四月は、実資が長年奉仕した後一条天皇が崩御になり、皇太弟傳として仕へた敦良親王（後朱雀天皇）が践祚された年であり、〔註五〕既に從一位賞平は納言で、その後の春記に見える活動も、國家の耆老として主上の諮詢に奉答してある程度であることを考へると、或はこれが同時に擷筆の年であつたのかも知れない。

右にも述べた如く、実資自筆の原本は恐らく滅んで了つたのであらう。そこで今写本の系統を考へるのであるが、まず注意すべきは、これまでに前田本・九条本等と云つたのは、一般に（特に文学作品等に）使はれるやうな写本の系統を示す名称ではないことである。一個處に所蔵されているものにも二以上の系統を含むものがある一方、別々に所蔵されるものにつれとなるものも存することが予想される。そこで諸本すべてを一括して写本の系統を考へると、その中に少くとも二つの系統を見出しえる様に思はれる。

A 前田甲本・九条本の一部・伝自筆断簡及び東山御文庫四冊本中の△本の一部分がこれに属する。前三者は平安期書写の一具のもので、後者もそのつれから忠実な写しと思はれる。略本を交へず、すべて詳本であつて、文字は行体で達筆、誤写は殆どなく、誤写の個處は大抵見出しと同筆と思はれる朱を以て傍に訂して居り、時に官職名に人名を傍註してある。必ず小記目録と一致する朱書の見出しを持つことが鑑識し易い特色で、このことによつて、もと目録の含む年月、即ち天元元年から長元五年まで殆ど完備してゐたか、或は完備してゐた本からの忠実な写本と思はれる。〔註五〕（でも忠実さと年代の近接から、写本の場合は恐らく完備に近かつたと思はれる。現存伝本中これに属するものは、前田甲本一・四・五・八一一・一・四・五・七・一・六・二・三、乙本三の二十六巻と九条本一・四・五・八一一の七巻と同別巻の一・三と、伝自筆断簡と東山御文庫四冊本三〇・四一・五・一・五の四冊とである。

B 前田乙本・伏見宮本及び東山御文庫四冊本と六冊本との中の一部

分が之に属する。前二者は鎌倉期書写の一具のもの、後二者はその写しと思はれる。略本と詳本とを交へ、文字は行体に草体を加へ、Aと比して崩し方も進み、誤写も多く、校正の跡も殆ど見られない。しかし時に善本たるAの本文の誤脱を訂補し得る場合もあることは、Aと系統を異にしてあることを示してゐる。墨書の見出しあるものとのないものとあり、あるものもその文句は目録の文句と一致しない。これに属するものとして、前田甲本三・六・七・三・二・三、乙本一・二・一、四・五の十卷、伏見宮本(長保三年の東三条、院御賜記を除く)、東山御文庫六十冊本一・10・11・12、四・三・二・三・二・四・九の十冊、同六冊本六等がある。九条本二・三・六・七、公条抄出のものとの治安三年春長元三年夏(恐らく方寿三年夏も)も之に属するものと思はれる。

存疑、東山御文庫四冊本^一は詳本であつて朱の見出しがあるが、その文句は目録と一致しない。前田甲本二は略本であつて朱の見出しがあり、文句は勿論目録と一致しない。この両者はAB以外の系統に属するものか、或はBに朱書の見出しの場合もあるとして、Bに属せしむべきものか。恐らく後者と思ふが、姑く疑を存して置く。東山御文庫六十一本元は既に述べた如く^(九頁)非常な略本であつてAB何れにも属さないものである。東三条院御賀記・長和元年大嘗會記は何れも系統を知る術がない。

X 次にABの共通の祖本は原本〇か、写本Xかに就いて手懸りを求めるべく次の如きものがある。

X 次に A B の共通の祖本は原本〇か、写本 X かに就いて手懸りを求めると次の如きものがある。

相、略○中參了兼隆・道方・克
2 (寛仁二年十一月、A) 「廿五日、癸未、
(頃書)
五節人々、略○中參議某、作名也」
3 (治安元年正月、B) 「六日、壬午、略○中今日參入卿相、略○中參議公信
・經通・通任・廣業・定賴」
本作名也
若資平然
4 (万寿元年十一月、A) 「廿七日、辛亥、兩宰相來、
右武衛經夫、作名也

人名についての特殊の書き方はなほある。即ち藤原懷平についても A B 両系に亘つて「懷」へと云ふ書き方をしてゐる。しかし懷平は資平の父であり、実資の兄であつて、子資平によつて、その名を諱まれたと見るべく、これはむしろ資平との関係を一層強めるものである。資平は実資の甥であるが、公卿補任^{元年}に「右大将実資卿男、実權中納言懷平」「一男」とあるのにれば、実資の養子となつた者であつて、記中「宰相」「匠作」「中將」「中納言」等の官名を以て頻繁に見える所である。それ許りでなく、

く「某作名也」、「本作名也、若資平歟」と記してゐる。そして2の某は御堂閑白記同年月十四日条に対照し、4はその職名からしてやはり資平であり、それから推して1・5の場合も、この形を資平を表はすものとして考へると、人々のその時の官位の序列に矛盾しない。(3)の場合、廣業と定頼の間に入るものと考へる。作名とは類聚名物考によれば、後京極良経が秋篠月清といひ、三条西実隆が海内清といった類であるが、こゝの作名はこれとは別で除目大成抄を見ると、文書の位署書に、花押か自署を記すべき所に「作名」とあるから、6に「某」(註五)とあるのと併せ考へると、かの形は資平の花押ではあるまいか。一般に日記の中に、人名の代りに花押を記した事例を未だ知らないが、これを記した者は、勿論資平自身と見るべきであらう。そして右にあげた場合の外は資平がAB両系とともに多く「資一」(稀に「資」、「資平」)と記されてゐるのは、資平の子孫によつて、父祖の名を諱んでかく書

5 (万寿二年七月、B) 「廿四日、甲辰、略中參入上達部○中參了經通・議」

九

6
判(万寿四年正月、A)廿九日辛未略中今日參上達部略中參議經通某兼經略下

1と5に読解し難い形を記し、2・3・4にはそれを指すとおぼし

資平と小右記そのものについても次の記事が見出される。
(註五七)

〔小右記〕長元三年九月（東山御文庫本）

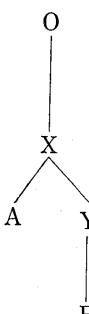
「十九日、己巳、六ヶ年曆記遣中納言許、依有消息、略○」

実資は資平の請求によつて、この時六ヶ年分の自らの日記を資平の許に届けさせてゐるのである。文簡にして資平の意図を酌み難いが、單なる披見の為ではない様に感じ取れる。

以上の論拠はA・Bの共通祖本を、原本Oではなく、資平と深い関係を持つ写本Xであるとするに十分であらう。

元来写本の系統表乃至系統樹（stemma codicum）を作製することは、著作物の類の史料で原本の残存しないものや文学作品の批判的処置に於いては絶対に必要であるが、日記の写本については軽視されて來た。それは日記に於いては、全体が一括したものとしてではなく、ばらばらに残存してゐる場合が多くてその作製が困難なことと、後世に於ける変改・附加によつて異本が生ずることが殆どなく、異系統の写本を部分々々に於いて底本としても、そして障害にならない場合が多い所からすれば、それは當然と云つてもよい。従つて（一）年月日を具備させることと、（二）成る可く古写本に遡ることとを以て事足り、結果に於いて余り変りがない場合も多いであらう。しかし、日記に於いても、写本の系統を明かにすることによつて、校訂について一定の規準を立てることが出来、盲目的校訂の労を省くのみならず、屢々そのことから生じ勝ちな欠陥を是正することができる。

さてこれまでに見て來た所は、小右記の写本の系統に關して万全の史料を提供するものでなく、色々な場合の想定が可能であるが、その中で最も真に近いと思はれるのは次の場合である。



資平は、長元の三年前後から、父実資の自筆原本(O)を少しづゝ借り出して整理にかゝつた。その整理の方法は、(一)忠実な写本を作り、(二)別記を相当個處にはり込み、(三)朱書を以て見出しを附け、——以上でいはゞ資平本(X)が成立する——(四)部類目録を作製した。この完成は長元六年頃であらう。六年以後も日記は書き続けられたが、一旦整理の完成後は、この部分には整理が及ばなかつたのであらう。

(註五八) 次に資平の子孫、恐らくは資平の子資房・資仲、或は資仲の子忠実辺りの中の一人によつて一部が現存する所の次の写本(A)が作られた。

この写本Aは、資平本Xの忠実な写しで、字詰も同じであり(註五九) (〇頁)時に紙継目まで同じくして別記をはり込んだ操作の痕跡を残してゐる所さへあり(註六〇) (六頁)、朱の見出しもそのまま写され、Xとの厳密な校合が行はれ、恐らく分量もXと同じ分量に及ぶものであつたらう。

(註六一) 同じ分量とすれば現存分の巻分けから推定して約百六十巻。現存のAは四十巻。

一方、他の一人によつてXから別の写本(Y)が作られた。これは恐らく余り忠実な写本でなく、見出しが省略された一点は確実であるが、其他、Yの後裔本にして恐らく直接子本たるBの、Xの忠実な写本たるAとの比較に見られる、巻によつて抄略を行つてあることと、誤写の比較的多いこと等の欠点の全部でないにしても、多くの部分をYは既に持つてゐたことであらう。

恐らくBに至つて、巻によつて新たな見出しが附され、かくしてAと違つた見出しを持ちながら、別記は挿入されて(註六二) (付だけにしたものが多い)、巻によつて抄略があり、極く稀にはA本を訂し得る個処をも含む所のBが成立した。Bの分量は分らないが、現存のものよりは遙に多かつたであらう。

ABは当然当初は別々の所に所蔵されてゐたと思はれるが、室町時代の或時期には、多くの部分が亡んだ後の残存分が、九条家（AB混合）・三条四家（AB混合）・伏見宮家（B）等に分蔵されてゐたと思

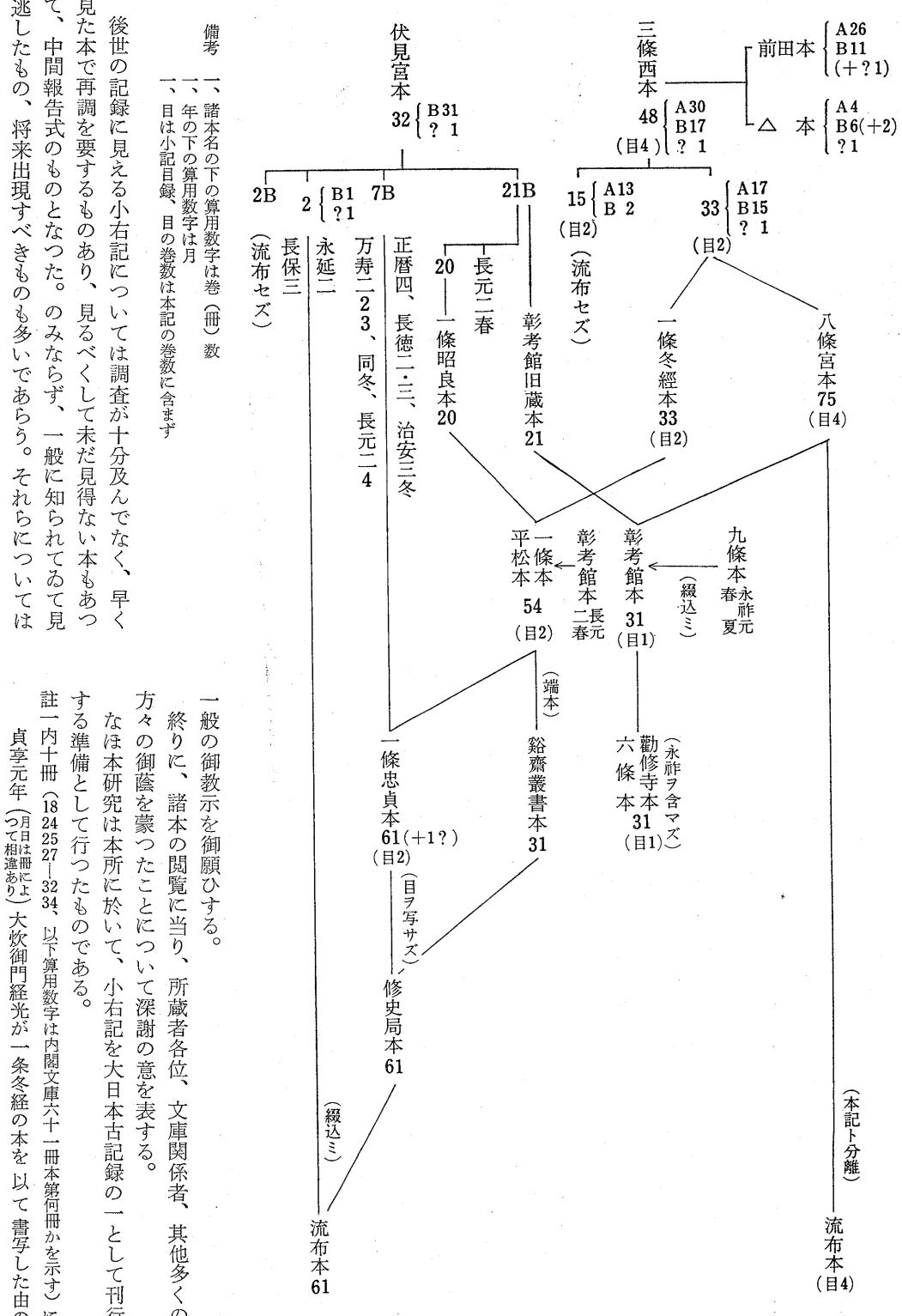
はれる。こゝに至る経路としては、B单一の伏見宮本を別としては、
① A Bそれ／＼多くが滅んだ後、残存分の中で、Bの一部とAが
混合され、混合したものが、九条・三条西の二家に分たれたか（方
至二家において別々に混合されたか）、② Bの一部とAが混合されたもの
が、更に数個処に分蔵され、その中二家以外の分は多く亡んだか、
(乃至未だ発見されないか) ③ A Bそれ／＼可成り亡んだ後、Bの一部
とAが混合され、更に数個処に分蔵され、その中二家以外の分は多く亡
んだか、等の場合が考へられるが、その何れとも断定しにくい。この
(註六二) 中九条本は流布せず、三条西本・伏見宮本からは夫々恐らく室町期
(延徳以前か) に最初の伝写本が作られ、前者は小右記、後者は野府
記の題名を以て、両者を合したものは両様に命名されて、近世に流布
した。この伝写本が作られるに当つて、両本とも、その全部ではなく
てとり残されたものがあり、三条西本では同年月のA Bが揃つてゐる
場合も、AをとるかBをとるか一定せず、むしろBを比較的多くとつ
て居り、これらの別々のもの、或は合せたものが流布した為に、甚だ
不注意ともいふべき流布本となつたのであつた。而して両者を合した
後の一條家における伏見宮本からの増補分(註六四) (正暦四年・長徳三年・万寿二年三月・同冬・治安三年
四月) は近世では一条本以外には殆ど伝写されたものを見ない。なほ近
世において流布本以外の部分に及ぶ蒐集・書写を行つたものとして、
後西天皇・桜町天皇・彰考館・前田綱紀・柳原紀光等があげられる
が、その成果は、明治に入つて修史局において、伏見宮本から更に増
補を行つたりした際にも、採入れられずに終つた。かくして幾多検討
の余地を残した流布本が成立したのである。今右の経路を図示すると
二五頁の図の如くである。

この図は、一見年月を具備して行く経路を示してゐる様ではある
が、その伝写の間に自づと変形が行はれてゐる訳であるから、結局書
写の系統である。しかし書写系統はA Bの別がその基本的なもので
あり、その各の上に生じた極く派生的なものと云ふべきであらう。

結局、現在の伝本はすべてA B両系から出でることになるが、そ
れでは実資自筆の原本はどうなつたであらうか。実資は寛仁三年、小
野宮及び庄園牧厩男女財物等を女子千古(大鏡にいふかぐや姫であらう)
に与へ、官文書・累代要書・御日記等は女子が将来若し男子を産んだ
時、それに与へることとして定めなかつた(註六五)。御日記は自身の
日記とは思はれないから、これについては定めなかつたのであらう。
女子千古は藤原頼宗の子兼頼と婚して女子を産み、この女子(小野宮
九十九尼公)は又藤原長家の子祐家と婚し、兼頼・祐家共に小野宮中納
言と呼ばれてゐる。祐家と尼公の間の女子は藤原師実の子能実と婚
し、その女子は源俊房の子師頼と婚し、能実・師頼は共に小野宮大納
言と呼ばれてゐる。仁安二年の頃(安元三年の大火灾による焼失より十年前)
には師頼の子師光が小野宮を伝領してゐた(註六五)。

現在の写本がすべて資平本から出でる所から、もし自筆本が資平
の手を経なかつたとすれば、初めは、長元六年以後を含めて小野宮の
伝領と共に傳はり、そしていつか滅んだものであらうか。桑華書志
六十七所載中山定親の薩戒記(正長九年十一月四日条)に勧修寺家に野府記の正本あり
としてゐるが、果してこの頃まで実資の自筆本があつたかどうか、や
ゝ疑なきを得ない。

以上は想像を交へた一試論であるが、小右記古写本に明かに優劣を
つけ得るA B二群あつて系統を異にし、新写本のみ存する部分もこの
兩系統の何れかに属せしめ得るといふ大筋の関係は動かないものと思
ふ。従つて校訂の際は、Aの存する個所はAを底本とし、Bが併存す
る時はBを以て対校し、Bのみ存する個所はBを以て底本とし、Bの
中では詳略を判別し、A B詳略の別を明示して、利用者に資すべきで
ある。(註六六) そしてAの信頼すべき写本がBと併存する場合も、たとへ書
写年代がBより新しくても、前者を底本として、後者と対校すべきで
ある。



储者

一般の御教示を御願ひする。

終りに、諸本の閲覧に当たり、所蔵者各位、文庫関係者、其他多く

後世の記録に見える小右記については調査が十分及んでなく、早く見た本で再調を要するものあり、見るべくして未だ見得ない本もあつ

て、中間報告式のものとなつた。のみならず、一般に知られてゐて見逃したもの、将来出現すべきものも多いであらう。それらについては
註一 内十冊(1824-25-27-32-34、以下算用数字は内閣文庫六十一冊本第何冊かを示す)に
貞享元年(つて相違あり)大炊御門経光が一条冬経の本を以て書写した由の

する準備として行つたものである。

般の御教示を御願ひする。
終りに、諸本の閲覧に当り、所蔵者各位、文庫関係者、其他多くの
方々の御蔭を蒙つたことについて深謝の意を表する。
なほ本研究は本所に於いて、小右記を大日本古記録の一として刊行

奥書がある。

「その外に立坊部類からの寛和二年逸文を補つてゐる。大正四年刊行の史料

通覽本は二冊（41までを含む）で中絶。昭和十一年刊行の史料大成本は、

一・二は史料通覽の紙型に拋り、第三冊（最終冊61まで）を補つた。三に至つて伏見宮本・前田本を参照したが、略本の形はそのまま、前田本の詳本と置きかへてゐない。

三この中でも、近世に於いては、57841445658の七冊、49の後半（三頁

参照）は殆ど流布してゐない。又現在印刷になつてゐるものとしては、こ

の外に、彰考館本（永祿元年春夏・前田甲本・正暦元年秋冬・同九年春長和二年夏・同冊本四月十一月・同六冊本四長和二年夏）が大日本史料第二編に、伏見宮本八

年夏（四冊本三・四冊本四長和二年夏）が大日本史料第一編に、伏見宮本八

年夏（四冊本三・四冊本四長和二年夏）が旧輯及び新訂増補国史大系本朝世紀の中に收められてゐる（旧輯

本は伏見宮本直接でなく、引馬文庫本（水野忠邦著書か）の本朝世紀を底本とし、この

部分の校合に用ひた本に常世氏長胤本があるが、恐らく共に伏見宮本の伝

写本であらう。（大日本古記録の小右記・大日本史料第二編の印刷の進行

に伴つて、付印されたものは、初稿作製當時に比して格段に増加してゐ

る）しかしこの六十一冊本と、これを印刷に付した史料大成本とを以て流

布本と称することは最も穢當であらう。

四このことは初め矢野太郎氏の史料大成に附された解説によつて導かれた

が、東山御文庫四冊本を見るに及んで、既に後西天皇がこのことに氣付かれてゐたことを知つた。

五一般的定義はともかく、今小右記については、平安・鎌倉・室町期写本を

古写本とし、江戸期写本を新写本とした。

六この祖本に遡ることによつて、誤字を訂し得る外に著しい点では、一天元五

年五月十一日と十六日の間、六月廿日の中間「北入自」の次、五長徳二年正月十六日の中間「花山」の次に脱紙あることが明かとなり、（脱

紙部分の一部は逸文で補ひ得る）特に五は処々一行づゝ併せて六行の脱を補ひ得る。なほ三治安三年冬は流布本は尾部が完結してゐるのに對して、

その祖本であるところの伏見宮本は後欠である。一方書陵部所蔵庭田本二十一冊は一条昭良本（慶安本、後述）の二十冊の外に治安三年（十五日）が一冊となつてゐるが、これは恰も伏見宮本の後欠の部分に當る。元文元

年頃には「首欠」のみで「墨付五十枚」であつたことから考へると（兼香公記、
元文以後この部分が官家より出て伝写されたものと想像される）。

七年月の詳本の存しない場合の略本たることの認定については、後の小記目録の項で述べる。

八宝経閣文庫所蔵「書札類稿」内篇一「三条西藏書再興始末記」の中に、（宝永元年）六月十九日付（三条西家々司）河村権兵衛死綱紀書状の中に次の

文がある。

一先年其許江差登置申候家來罷歸候時分、故大納言殿ら名記一箱預恩賜候、御形見与存、別而令秘藏候、其以後何角与取込不致細覽候付而去秋茂爰許迄携參、漸當夏遂吟味申候、三拾九卷之内一卷者名記ニ而無御座、題名未考當候、其余者不殘後小野宮寒資公之記ニ相極申候、此記者水戸相公・林大学頭且亦手前ニ茂令所持、不珍候得共、件之巻物者古筆殊勝之本ニ御座候間、連々加修覆、追者可致返納哉与存事候、此段乍序申述候、但水戸相公・林大学頭所持之本者七十九冊、一月一冊ニ而御座候、手前令所持候茂右之本ニ而写置候故同事御座候、右之巻物与見合申候処、三十巻者七十九冊之本ニ不残有之、八巻者無御座候得共、右之外野府記と題号有之本先年写留、國許ニ指置候、年月等合申候間、大方者野府記之内ニ可有之写存候、七十九冊之内十六冊并惣目録四冊巻物ニ無御座候、此分定而其元御文庫ニ相残申哉与存候、一所ニ修覆申付度候間、少宛ニ而茂御差越可有之候、

故大納言とは、元禄十四年十月薨去の三条西実教で、この時はその子公福の代、去秋云々とは綱紀の元禄十六年七月参觀の為の江戸出府を指す。綱紀はこの本を古本故に三条西家へ還さんとし、公福は父の遺志を尊重して譲合つてゐることが、この後の往復書簡に見える。（その中に「小右記目録二卷」のことも宝永元年九月及び十月の河村の書状に見える）「書札類稿」西洞院殿一の中の元禄九年十月廿七日綱紀家臣山本孫八郎の書簡の中に、三条西家の野府記を珍書と悦んで失敗した（恐らく綱紀から叱られたらしい文句があり、これが何か関連ありとすれば、大体実教から綱紀に贈られた時期が推定できる）。又山本孫八郎が珍書とした本は、或は（七）に述べる公抄出本であつたかも知れない。

九註八に掲げた綱紀書状中の七十九冊本は現在の内閣文庫七十九冊本（二二頁参照）に相当する。又書状中三十八卷の中、「三十卷者七十九冊之本ニ不殘有之、八卷者無御座候」とある八卷は、詳略の別に留意せずに、三十八卷にあつて七十九冊にない年月の卷を求めた数であつて、前田甲本三・三一三の八卷に相当する。（前田本中流布本の粗本とならなかつた十三卷から詳略の別を無視して流布本と年月の重複する五卷を引いた数）両者年月共通の三十卷とは、現在では残りの甲本一・三一三・乙本一・一五の二十九卷で、一卷不足であり、当初は七十九冊本の年月に含まれる尙一卷が存在したことが分る。又「七十九冊之内十六冊并惣目録四冊卷物ニ無御座候」とは七十九冊本にあつて三十八卷にない年月の冊であるが、七十九冊にあつて現在の三十七卷にならものは十七冊ある。然るに十七冊の中十六冊は、後述する所の東山御文庫六十本の△印で知られる前田本と相並ぶ所謂△本（現存しないが曾てあつたと推定）中の八冊（九頁参照）に相当するので、これを除くと寛仁二年春の一冊となる。七十九冊本は細分されて、綱紀書状や延徳の奥書（一二頁）にあるやうに殆ど一月一冊となつて数冊合して粗本の一卷に当るものが多いたが、稀に略本の場合は数月一冊のものがあつて寛仁二年春は之に相当し、粗本と殆ど同じ冊分けを持つ流布本に於いても寛仁二年春は一冊となつてゐるので、正に先の不足の一卷にあてることができる。即ち若し綱紀書状がなかつた場合には、流布本六十一冊中唯一の粗本の判明しなかつたであらう所の29寛仁二年春（略）の粗本は曾て前田本の中にあつたことが証明される。なほ尊經閣文庫にある同文庫本の明治末期の調書の小右記の項に「缺逸ノ卷」として「旧番號ニ四一卷缺逸ス」とある。このニを数字の二の誤写とし、三四を小右記の重複部分を含めて年代順に附した番号とすれば、その第二十四卷目は寛仁二年春の卷に當る。

一〇見出しが朱書であることが他の五巻本と違つてゐるが、略本であることと筆蹟とからみれば、三十二巻本の列からははずべきものである。

一一巻子本としての太さの方を三十二巻本に入れた為、甲乙入れ替る結果

一矢野太郎氏が既に指摘してゐられるが、乙本を「七軸」とされてゐるのは訂正を要しよう。

九註八に掲げた綱紀書状中の七十九冊本は現在の内閣文庫七十九冊本（二二頁参照）に相当する。又書状中三十八卷の中、「三十卷者七十九冊之本ニ不殘有之、八卷者無御座候」とある八卷は、詳略の別に留意せずに、三十八卷にあつて七十九冊にない年月の卷を求めた数であつて、前田甲本三・三一三の八卷に相当する。（前田本中流布本の粗本とならなかつた十三卷から詳略の別を無視して流布本と年月の重複する五卷を引いた数）両者年月共通の三十卷とは、現在では残りの甲本一・三一三・乙本一・一五の二十九卷で、一卷不足であり、

当初は七十九冊本の年月に含まれる尚一卷が存在したことが分る。又「七十九冊之内十六冊并惣目録四冊卷物ニ無御座候」とは七十九冊本にあつて三十八卷にない年月の冊であるが、七十九冊にあつて現在の三十七卷にならものは十七冊ある。然るに十七冊の中十六冊は、後述する所の東山御文庫六十本の△印で知られる前田本と相並ぶ所謂△本（現存しないが曾てあつたと推定）中の八冊（九頁参照）に相当するので、これを除くと寛仁二年春の一冊となる。七十九冊本は細分されて、綱紀書状や延徳の奥書（一二頁）にあるやうに殆ど一月一冊となつて数冊合して粗本の一卷に当るものが多いたが、稀に略本の場合は数月一冊のものがあつて寛仁二年春は之に相当し、粗本と殆ど同じ冊分けを持つ流布本に於いても寛仁二年春は一冊となつてゐるので、正に先の不足の一卷にあてることができる。即ち若し

綱紀書状がなかつた場合には、流布本六十一冊中唯一の粗本の判明しなかつたであらう所の29寛仁二年春（略）の粗本は曾て前田本の中にあつたことが証明される。なほ尊經閣文庫にある同文庫本の明治末期の調書の小右記の項に「缺逸ノ卷」として「旧番號ニ四一卷缺逸ス」とある。このニを

数字の二の誤写とし、三四を小右記の重複部分を含めて年代順に附した番号とすれば、その第二十四卷目は寛仁二年春の卷に當る。

一九「三長記」建永元年二月十六日丁卯条に、

参殿下、……又曲水宴事有評定、……八条大納言殿令參給、寛弘地上被講詩之由見小野宮右府記、件事無世間流布之本云云、御文談移時、とある。殿下は九条良経、八条大納言はその弟良輔、寛弘の曲水宴は寛弘四年三月三日のことである。然らば、九条本小右記が流布しなかつたのは、鎌倉時代すでにさうであつたのであらうか。

一一〇彰考館本首巻に付された目次にも、それを収めてゐる冊の表書きにも、そ

一三粗本に遡ることによつて、誤字を訂し得る外に、例へば、甲一長和四年九月廿日・同三寛仁三年五月三日の各条の裏書を流布本が脱したのを補ふことができ、又甲四長保九年十月十五日条には本来の裏書でなく、「桑絲廿疋」の次に「十八日丁卯」以下二十二字の本文の脱したものと裏に補つてあるが、流布本では之を脱してゐることが分る。

一四本所では大正十四年レクチグラフに撮つた。但し寛仁四年十一月八日条の裏書は撮つてゐなかつたので昭和十三年別に謄写した。

一五本所では昭和十二年に寫真にとつた。甲三のみは謄写。（その後、この写真以外の全巻をマイクロ撮影した。）

一六甲一長徳元年の奥に、「十一二両月無事」とあるのは、抄略者の文であつて、この抄出の標準にあてはまる記事がないとの意であらう。（小記目録によれば、十一・十二月にも記事がある。）

一七この詳本によつてのみ知られる部分はかつて美術史家の注目を惹いたが、内容必ずしも美術史料に限らない。

一八九条本古写の各卷に「寛永十八年六月一見了右大臣（花押）」の奥書があるので、そのそれぐれに対応する新写本もその頃のものかと思はれる。昭和十三年本所にてレクチグラフ撮影。

なほこのほかに極めて断片的ではあるが新写本よりはるかに古寫本に近い臨寫が見られる。それは内閣文庫所蔵押小路文書九十八冊本の第八十八冊に、長和五年二月八日・同正月一日・同月廿五日・二月一日（書写順）の各条の一部分があるが、これは九条本古寫本と比較すると、その優秀な臨寫であることが分る。この中正月一日条のみは、九条古写本が破損甚しい為、その代りを勤めさせることができる。

の年月の記載なく、本文だけが綴ぢ込まれて居り、終りに、

右小右記永祚元年春夏記一冊、元禄丙子之冬、九条輔実公命加治ト元賸
写、親為校正所贈也

の貼紙があり、始めに朱書きで永延二年とし、その考証を記した傍に、栗田寛の筆蹟で永祚元年と改むべき考証を載せてゐる。彰考館本については後述。なほ静嘉堂文庫所蔵色川三中旧蔵小右記七十冊は、(一一)イ、内閣文庫七十九冊本の目録を除いた七十五冊を六十七冊に合したものに、天元五年夏・永祚元年春夏・治安三年七八月の三冊を加へたものであるが、永祚元年春夏には、彰考館本と同じ奥書があるから、館本よりの写本である。

(一一)書陵部紀要第十七号、早川庄八氏「時範記補遺」参照。

(一一)定家は日夜小右記を握翫し、その執心によつて夢に実資に遇つてゐるが、(明月記安貞元年九月廿七日条)、その時の小右記は「長和之比」とあり、建暦二年十一月一日には「小野右府長和元記」を引用してゐて、この定家筆本と年号が一致することは興味深い。歴代残闕日記には、これに統いてなほ大嘗会関係の記事をのせ、小右記としてゐるやうであるが、小右記ではあるまい。

(一一)紀光と三条西家との関係については、是沢恭三氏「柳原紀光の諸家記録探究に就て」(国史学第45号、昭和十七年十月号)参照。なほはじめ柳原天明本と同寛政本については、秋山光和氏の教示を得た。

(一四)本所賸写本(大正五年九月校合)には、五・三・元・四・一・堯があり、更に昭和二十五年五・夏を賸写した。

(一五)通常三条四の略称は「西」で、「三」は三条の略称と考へられるが、三条と紛れる恐れのない場合は、三条西の頭字を略称に用ゐることもあり得るであらう。後西天皇の校合月日の順序は不同で、必ずしも「三」本を先にされてゐない。又書写的順序は校合の順序と必ずしも一致する要なく、本にされたといふのも必ずしも先に写されたことを意味しない。

(一六)天元五年春に「三」「△」の二つの印があるのは、一応三条西家と△家の両方に同年月のものがあつたと解すべきが如くである。然るに後に本文に述べる如く、「三条西家所蔵小右記等」目録は室町期における同家の同記所蔵状態を示すと思はれ、その内容は大体三条西本(=前田本)・△本を含

したものであるが、これには同年月のもの一巻ある場合には、「此卷有兩卷」と注記してゐるのに、天元五年春にはこの注記がない。従つて別様の解釈をとるとすれば「三」「△」の二つの印があるのは、三でもあり、△でもあることを示す様にも思はれる。もしさうとすれば、△は三条西家において或時期において、体裁の他と違つてゐた為か何かの理由により別置され、これに附せられた印で、第一巻のこの巻にのみ△の外に三を記して所在を示したものかとも思はれる。この点今姑く断定は差控へるが、この巻には一本校合の跡がない所からも△本として扱ふ。

(一七)史料編纂所写本には一四・六がある。

(一八)内容の年・季・月は誤り易い場合がある。流布本の長元五年の分量が少く、長元四年と合冊になつた場合、最尾部を長元四年十一月と誤認し易いことは、神宮文庫図書目録に林崎文庫十冊本について例があり、書陵部所蔵久世本にも表紙に「長元四秋冬」と書いて「冬」をすりけし、「同五四季略」と書き加へてをり、小泉氏日本史籍年表に田中勘兵衛本に「長元四年冬」とあるのもこの類と思はれる。

(一九)彰考館所蔵「館本出所考」一に

一小右記内四冊目録

七十九本(この行抹消)

元禄二己巳之春八條宮彈正尹重仁親王所賸也、此書元禄四未正月西

山君林大学頭殿へ為御遺物被遺、

とある。後に彰考館員となつた栗山潛峯が、八條宮尚仁親王(後西天)の為に講じたのが保建大記であることは、親王と館との関係を考へる助けとなる。

(二〇)樂亭文庫本には「樂亭文庫」「白河」「桑名」「立教館図書印」「桑名文庫」の朱印あり、合冊以前の冊分けも、七十九冊本の六と七を合して一冊としたと思はれる外に、順序の違ひ一箇所あり、八年号について、金石絲竹匏土革木の八音の字を附してゐる。無窮会所蔵、東叡山文庫本は一冊の端本であるが、やはりこの八音を附してゐる。

(二一)「定晴卿記」宝曆十二年三月六日条に、野宮定晴が滋野井公麗から「小右記長元春」を借りて写したこと記し、同日付定晴死公麗書状をのせてゐるが、その中に「然は小右記長元二年事所持候、仍入御覽候、猶又永祚元ハ不所持候」とあり、八日条には、書写的功を終へたことを記してゐる。

III-1 一条兼良の桃華葉葉に「小右別記云、円融院讓位於華山帝之日」云々の記事がある。永觀二年八月二十七日の逸文と思はれるが、「小右別記」(群書類從木版本及び活版本には小右外記とあるが、東京大学附属図書館本四種の中、一種はこの部分を欠き、他の三種は全く小右別記とあり、これが正しいと思はれる。)とは本文にいふ別記の一括された名称で、兼良はその本文に挿入された現在のやうな体裁から別記と識別したものか、或は本文にいふ別記とは別のもので、兼良の頃まで本記とは別に存したものであるか、何れとも決しかねる。小右記天元五年一月十九日条に「今日儀具在別紙」の註記があつて、天元・永觀の頃は、こゝにいふやうな別記の体裁は整はず、隨時別記が記されたものかも知れない。

III-2 永祚元年正月廿三日条は二つあるが、一つは大饗記事で恐らく別記であらう。台記久安六年九月一日条に見える「大饗記後小」は、節会部を一に節会記ともいふことから考へると、或はこの大饗部を指したものかも知れぬ。なほこゝにいふ別記は本記を部類したものでなく、項目の種類も少いから、小右記部類ではない。

III-4 最近(昭和四十四年)今江広道氏は「『小右記』古写本成立私考」(岩橋小弥太博士頌寿記念会編「日本史籍論集」上巻所収)において丹念にこの問題を扱ひ、小右記の部類記作製のための切り取りの作業が中途で打ち切られ、更に本記中の当該個處に還元される過程において、この異例日附表記が残つたのであらうと言ふ注目すべき見解を述べられてゐる。

III-5 史料大成三(昭和十年刊)に附収す。本所所蔵和学講談所本を底本とし、参考館本で校合してある。

III-6 内容は他の二本と全然重複がない。昭和十三年本所にて新写本をレクチグラフ撮影。

III-7 東山御文庫六十四冊本小右記と一具のもの。この外になほ一冊あるが、流布本四冊の内容と同じ。重複のない一冊は昭和二十五年賸写す。(勅封第一号)

III-8 山科祭以下吉田祭に至るものは四月の祭であるが、二月の祭に便宜附収したものであらう。

III-9 御元服以外は目録の目録だけで、内容箇条を欠く。但し書始の三箇条は別

冊尾の引出物の項に混入してゐる。

四〇 江家次第が年中行事・神事・仏事・臨時の順序となつてゐるのは、この推測を助ける。

$$四 118 \times \frac{165}{1212} = 2.4\text{強}$$

四一 破損個處が所々にあつて、年月を推定し得ないものもある。又年月を誤記したものは訂したが、なほ訂正の及ばないものもある。

四三 星野博士の見られたのは勿論流布本の四冊(実は一冊)のみである。なほこの程度の概略智識は一条兼香もすでに持つてゐたと思はれる。(一三頁参照)

四四 但し、伴信友の史籍年表には寛仁元年三月がある。

四五 天喜御記は權記長徳四年三月廿八日条によれば、これより先部類抄が作られて居り、史料編纂所所蔵愚昧記嘉応二年七月十一月十二月卷裏文書に「天喜大曆御記部類八卷」(中原師元四月十四日附文書)とある。現在本も天暦御記と併せて部類されてゐる。(陽明文庫所蔵延喜天曆御記抄・柳原家記録一三二)。又小右記長和四年四月十三日条に「故殿御日記季御統經卷」が焼けたことがあるが、これは実資の祖父小野宮実頼の清慎公記の部類記の中の季御統經の部であらう。この部類記は藤原公任が本記を切継いで作製した為に、部類に洩れた部分が反古となつて散佚したことが、同じく小右記の万寿五年七月一日・五日・長元元年十二月廿日等条に見える。

四六 東山御文庫(勅封第一号)に小右記の賀茂祭部類があるが、内容は流布本から作った後世のものである。田山信郎氏談によれば、九条家に古本の(小右記の)相撲部類記があつた由であるが、その内容年紀は不明である。和田英松博士が「日記について」(国史國文之研究所所)において「殊に小野宮実資、中御門宗忠は自己の日記をも分類したものである」と云つて居られるのは、何に拠られたのであるか、今質すことが出来ないのは遺憾である。

四七 部類記に本記の見出しも忠実に写し、その目録にも亦見出しを写したとすれば、このやうな部類記目録ができる事もないが、部類記の目録としてはこのやうな詳細なものは必要であり、部類記の巻分け(当然目録より

多くのなる)を注すべきであり、且つ実際に当つては、今日目録に見られるやうな、一項目乃至数箇条の少數のものは、清憲公記の場合(註四四)のやうに、部類記には收められないで洩れることとならうと思はれる。又部類記を作る第一功程として「首付」がなされることは、一東記についてその例が見出されるが、(台記天養元年九月十日条)「首付」と部類記との中間過程に部類目録作製があるかどうかについては確言できない。

四八この考證にやゝ不利に見えるのは、実資の著とされる小野宮年中行事や、

実資と同時代の北山抄・九条年中行事・御堂闕白記具注曆寛弘七年上巻年

中行事注記等に京官除目を「二月三日以前」の行事としてゐるのに、目録は三月の行事となつて、むしろ後の江家次第と同じになつてゐることである。しかし小野宮年中行事の著作年代は不明であり、北山抄のこの記事のある年中要抄の成立は、和田英松博士は長和四年以前ならんとされて居り、(本朝書籍目録考証)其他にも京官除目を行はれる公定の月が二月から三月に変つたのが、長元六年以後とする積極的史料はない。

四九例へば御堂闕白記古典全集本で「闕条多シ」「残闕ノミ」等と記されてゐる部分を、具注暦に記された自筆本について見ると、残闕ではなく、その部分は日記を書かなかつたままである。

五〇中外抄上(久安四年五月廿三日の続き)に「小野宮闕白ハ依蜜日記無子孫、九条殿ハ依不令密ゑせ物也」とあるのは、実頼・師輔についてあるが、夫々の子孫は、日記の書振りも伝統を守つて居り、小右記のこの書振りは、正に「密」そのものである。

五一これは恐らく小右記が出版であらう。他にも続古事談一道長の「此世ヲハ云々の歌の話は、前田本小右記寛仁二年十月十六日条に(但し前田本そのものはこの部分に焼損がある)、同二兼家第一種物の話は、九条本小右記寛和三年二月廿三日条に出版が求められる。

五一前年十月伯父頼忠が久しう振りに小野宮家から出て闕白となつたが、このやうなことが動機とも考へられず、或官職補仕の機会に始めたのでもない。又実資の私生活で言へば、天延元年(十七歳)父を喪ひ、一年母を喪ひ、それが以前に源惟正の女と結婚してゐる。(拙稿「忌日考」⁵へ国民生活史研究⁵)五三強ひて云へば、目録を作つて本記を整理したこと自身、一くぎりと見れば

見られないこともないが。

五四尤も起筆の部分に於いても、天元元年—四年まで連続四年間本記が伝はらず、中間においても、長保三年の東三条院御賀記を特殊のものとして考へれば、長保二年—寛弘元年まで連続五年間本記が伝はらない。故に長元六年以後四年間乃至それ以上本記の伝はらないのは別段異とするに足りない。只寛弘八年—長元五年まで二十二年間連続して伝本のある部分を受け急に伝本が欠けることと、目録がない為に詳密さの程度が分らないことが問題なのである。

五五内閣文庫所蔵觀世音寺文書(大日本古文書東大寺文書之五所収)の長保五年七月十一日觀世音寺牒案の署名に「都維那法師造名」「講師大法師造名」(読師以下は「同」で承けてある)とある造名が作名と同じものを指したとすれば音読(鳥羽)でなく、訓読したものであらう。又台記久安三年六月十八日条に、「今夜法皇……又仰曰、寛平法皇御出家後御消息多書長名、空理、若欲作名時、以梵字書空理、更無作名」とある作名もこの一類であらう。

五六三条西公条抄出本にあつては、その祖先の公季が「公季」とされてゐる。延正年正月三十日条)

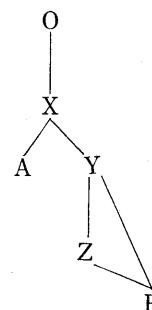
五七長元三・四・五年は伝存状態は余りよくない。恐らくもとはこれに関連する記事は外にもあつたであらう。

五八御堂闕白記に於ける所謂頼通本は可成り大胆な変改を自筆本に加へてゐる特別な例ではあるが、異本とすべきものではない。阿部秋生氏「藤原道長の日記の諸本について」(日本学士院紀要第八卷第一・三号)参照。

五九頼実の時中右記の著者藤原宗忠から「日記の家」と呼ばれてゐる(中右記康和五年正月十六日条)。なほ頼実は宗忠から前例を尋ねられて「故小野宮右府曆記」を以て答へて居り、(同寛治六年)頼実の兄弟頼仲は、曾つて宗忠に小右記を渡したと白河院に申上げ、宗忠はその無実を弁解したことあり(同元永二年七月廿五日条以下)藤原頼長は、その女の入内に當つて、頼実の子資信について小野宮記を求めてゐる(台記別記「婚記久」)。矢野太郎氏は論拠をあげてゐないが、資平の子孫といふ同じ結論を出してゐられる。

六〇如何なる巻について抄略を行ひ、如何なる巻について行はなかつたかの標準は見出し難い。従つて詳本と略本とは夫々別の一具のものではないかと

の疑問も当然提出されるであらう。よつて伏見宮本についてその筆蹟を検した処、数筆に判別し得たが、同一筆蹟が詳略両本に亘つてゐてこの疑問は解消された。飽くまで詳略混在が許し難いとすれば、次のやうな書写系統の想定も可能であらう。



Yはすべて詳本であり、Zはすべて略本であり、Bの書写に当り、所拠本としてYの欠佚部をZを以て補つて一具としたと見るのである。しかし見出しがあつたりなかつたりすることは依然として解決されないし、(書写の順序は必ずしも年月の順を逐はなかつたとみて)書写の中途から抄略することなつたとも見られよう。

六一 一条兼良が應仁の乱の際 興福寺大乘院に疎開した文書中に、「小右記六

合」があり、箱の大きさを同時に疎開した「律令格一合」「延喜式一合同儀式」「西宮北山一合」「江次第二合」「日本紀一合」等によつて想像し大乘院寺社雜事記卷七、花鳥余情・桃華葉集等に見える逸文と併せ考へると、兼良所持の小右記は現存のものより遙かに多く年月が備はつて居たことが分り、大乘院に疎開したものは、正本(原本)と区別してゐるから、原本でないだけは分るが、AかBか、AB混合か等は知る術がないので、従つてこゝにのべた諸家の分蔵状態と関係づけて考へることは出来ない。

六二 神宮文庫所蔵三条家文書中に、左經記・小右記・權記の年月を記した紙片があり、小右記については「長元年九年四月以後・寛弘八年五月以後・同年正月十日条に小右記長保四年十一月九日条を引用してあることを併せ考へると、九条本等と並んで流布しなかつたものの中に三条本があつたかと想像されるが、右の紙片の記載中には、權記に記主行成薨後の長元九年四

月以後がある等疑問が多いもので、只紹介に止めて置く。

六三 伏見宮本が一部とり残されたのは、恐らく野府記として全部が纏められてゐなかつた為であらう。三条西本の方は、伏見宮本をもとにして、宮本にない年月(詳略を考へずに)を三条西本から写した為ではあるまいか。かく解すれば、万寿元年冬以下七巻をとり残した説明はつくが、なほ寛仁四年冬・治安元年春・同三年正月の三巻はやはりとり落したことになる。AB撰択上の不用意から考へても、恐らくこの三巻も亦不用意にとり落したものであらう。この様にして伝写されたとすれば、両本は始めから合して流布しさうなものであるが、もとより別な書名が付せられて居り、別々に写本が仕立てられた結果別々にも流布したことは首肯し得る所である。なほこれとは逆に、「三条西家所蔵小右記等」目録と同じ順序に、三条西本をもとにして、伏見宮本で補ふ方法をとれば、遙に善本が得られる説であつて、この方法を後に実行されたのが後西天皇である。

六四 兼良所持の本は何時しか滅び、新たに書写が昭良以後行はれたものであらう。

六五 兼頼(永左記承暦四年六月一日条) 祐家(中右記寛治一年七月廿八日条) 尼公
(同長承三年十月廿一日条) 能実・師頼(尊卑分脈) 師光(山槐記仁安三年三月廿一日条) 安元三年四月廿八日京都の大火で焼失した名所の中に、源平盛衰記・延慶本平家物語には小野宮があり、長門本平家物語にはない。六六 校訂者にとつてはABの別が最も重要であるが、利用者には詳略の別を知る方が緊要なので、刊行開始に当つては、その場所では詳略(即ち広本か略本か)の別だけを示し、詳本を底本とし、略本で校合する時は、略本の範囲をも示すこととした。

附表

- 1 A. B. 不明の内、実線は詳本、点線は略本を示す。目は小記目録。
2 逸文の中、ローマ数字は月、アラビア数字は日を示す。
3 前甲 前田甲本
前乙 前田乙本
伏 伏見宮本
九条本

△
△ (三条西本) 東山御文庫六十四冊本に付された記号
(古本)

古 東山御文庫六十四冊本中もと前田本にあつたと推定されるもの

東山御文庫六冊本

自 桜

三断 伝自筆断簡

三条西家重書古文書所收断簡

公 論 三条西公条抄出本

長和元年大嘗会記

4 流布本に欠けた部分及び略本なる流布本を詳本に置き換へ得るもの
(逸文は寛和2年立坊部類記以外はすべて流布本にないが、一々 * を
付さない)

四 目 逸文
W10源語秘訣
W25花鳥余情
III 17.30北山抄
W16花鳥余情
X14魚魯愚別錄

A B 不 春 夏 元 元

春 夏 秋 冬

△
△ (三条西本)

W10源語秘訣
W25花鳥余情

五 目 逸文
△
△ (三条西本)

△
△ (三条西本)

XI 16年中行事秘抄

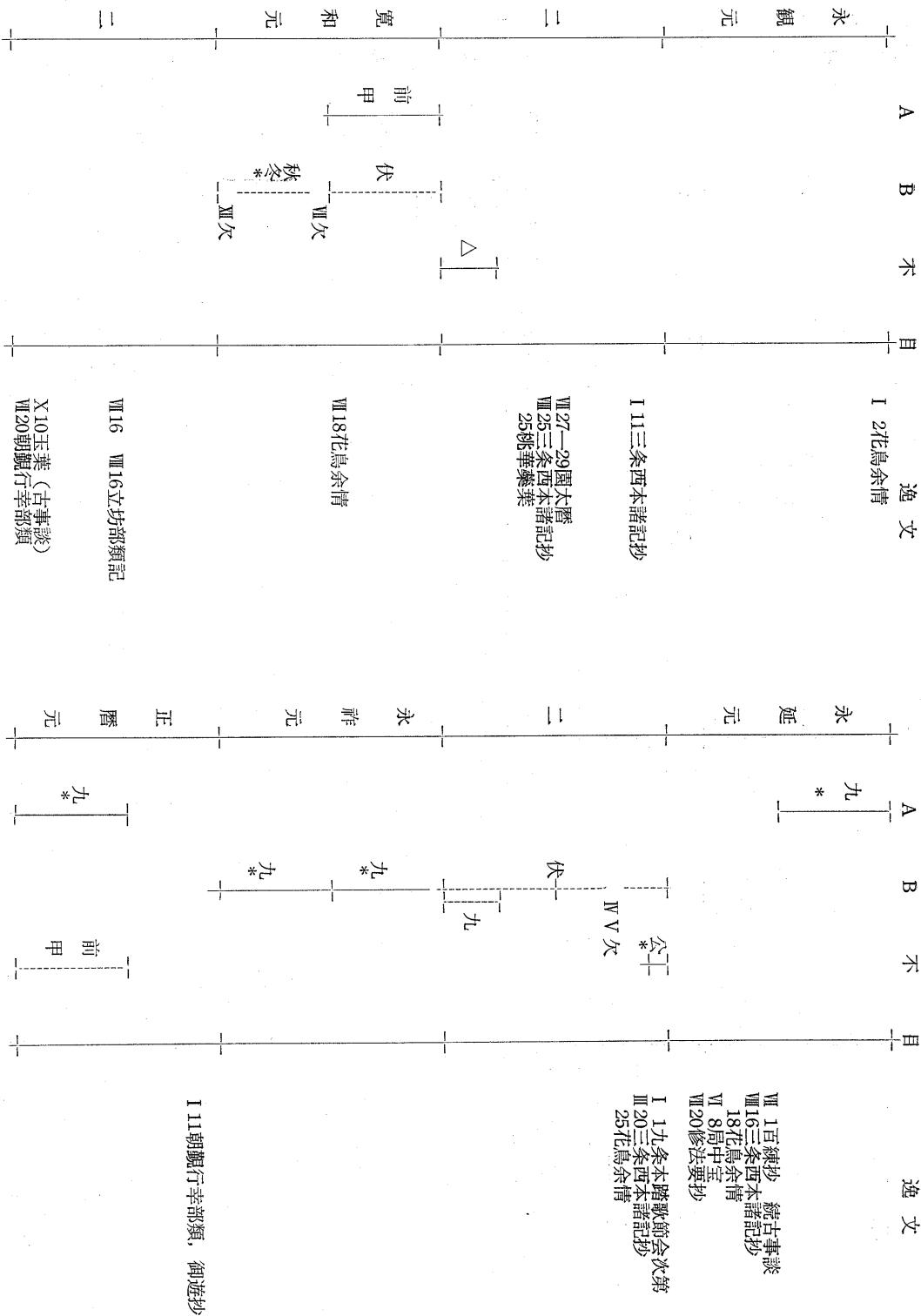
A

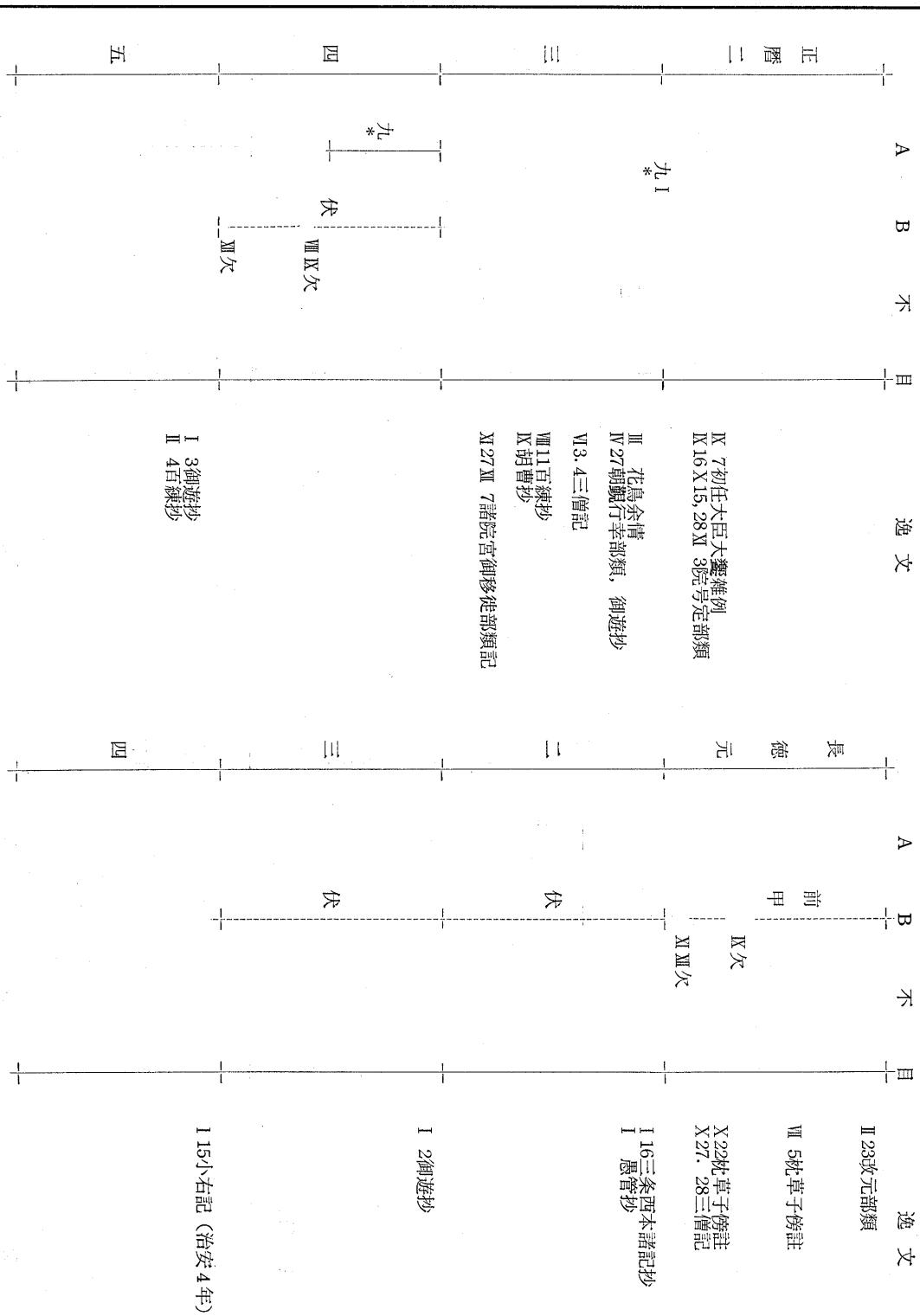
B

不

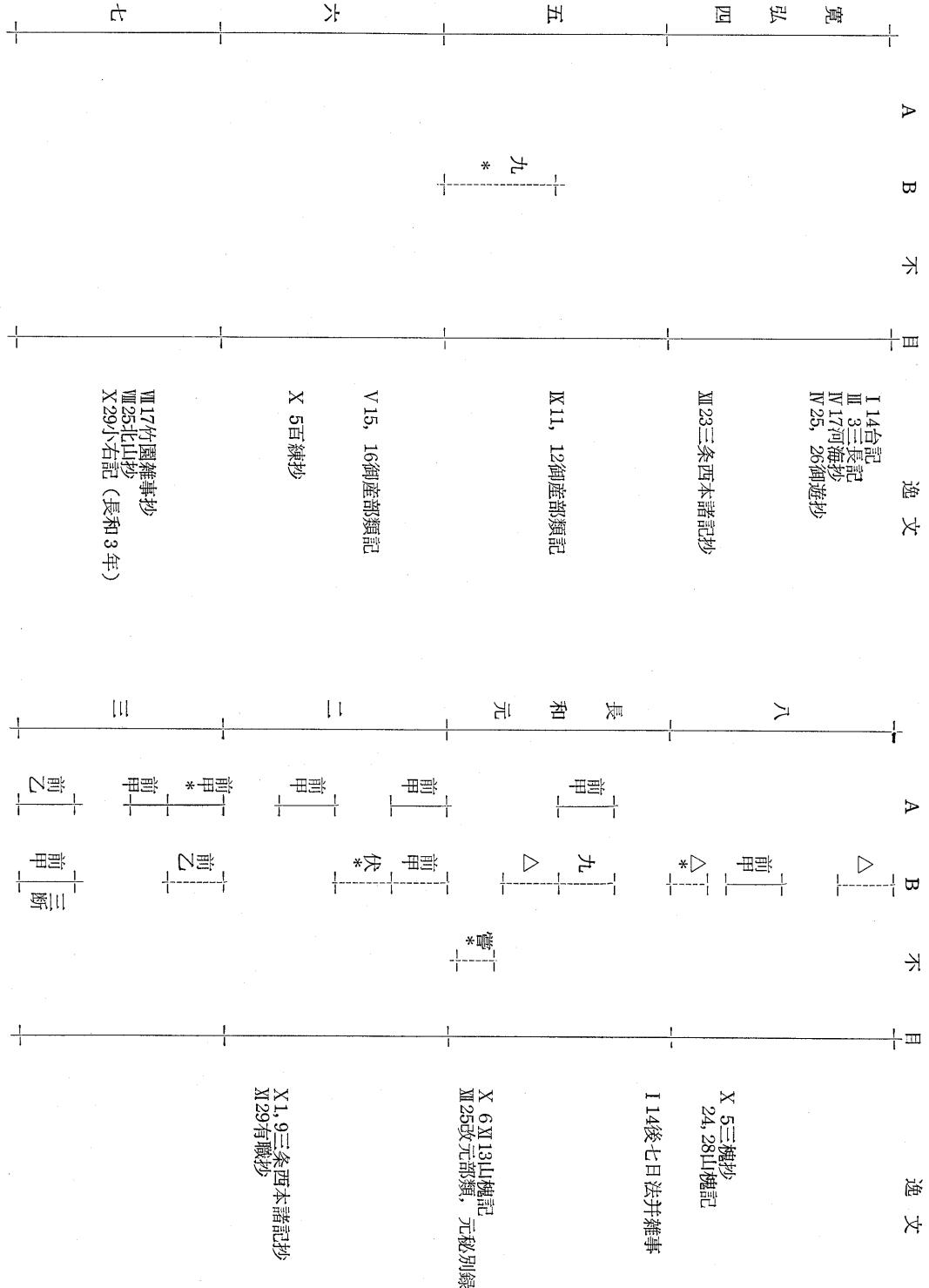
目

逸文
II 20花鳥余情
IV 9北山抄





目			逸文
A	B	不	目
I 7三節会次第, 江次第抄			
II 9玉藻			
III 16玉藻, 御遊抄			
長保元			
	前甲		
A	B	不	目
伏			
XI 更級日記勘物 XI 15源氏物語 奥入河海抄 XI 16魚魯愚別錄			
XI 21修詳要抄 XI 28不言雜事			
I 22—25魚魯愚抄			
II 29拾芥抄			
III 10參法要抄			
寛弘元			
	前甲		
九			
VIII 23小右記(長保元年混入)			
I 23平野行幸次第			
II 24魚魯愚別錄			
III 5合記			
五			
	前甲		
伏			
XI 12鉢光年中行事			
II 30魚魯愚抄			
三			
XI 22魚魯愚別錄			
XI 24震筆御六諺記			
XI 9美万公記			
四			
	前甲		
二			
	前甲		
一			
	前甲		
目	逸文		
I 1三條西本諺記抄			
VI 27神木動座之記			
XI 23三条西本諺記抄			
XI 1三奏西本諺記抄			
是歲胡曹抄			
三			
	前甲		
二			
	前甲		
一			
	前甲		

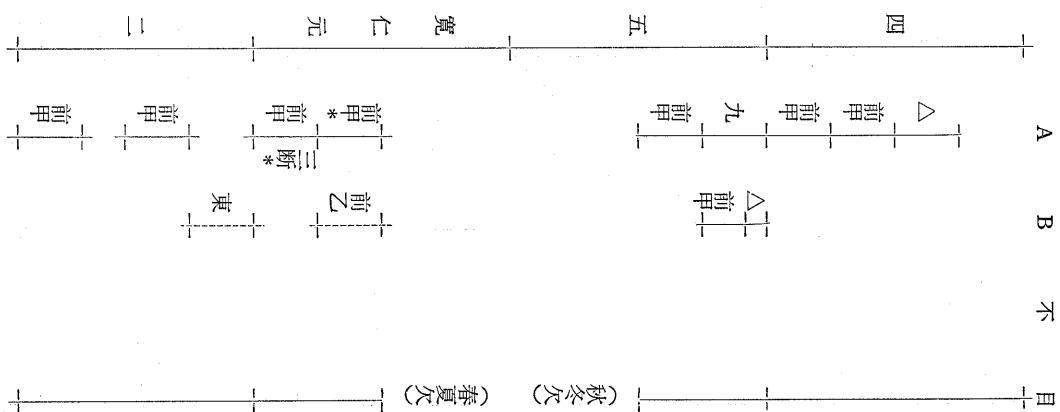
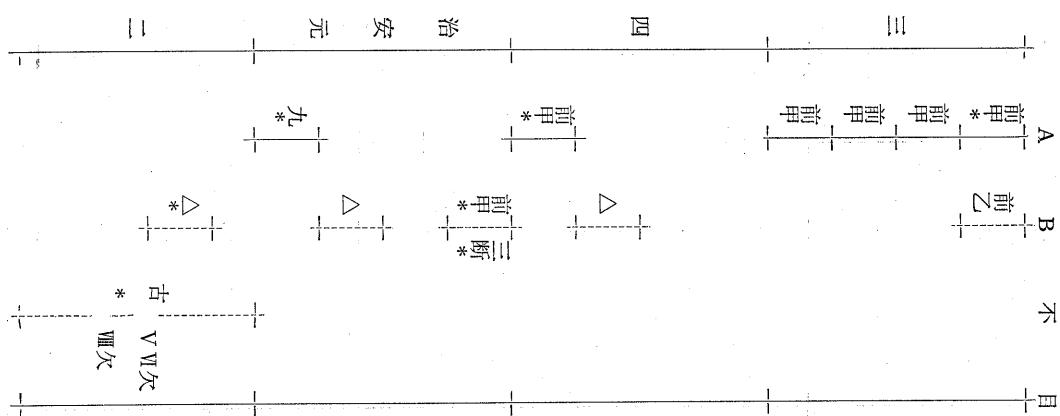


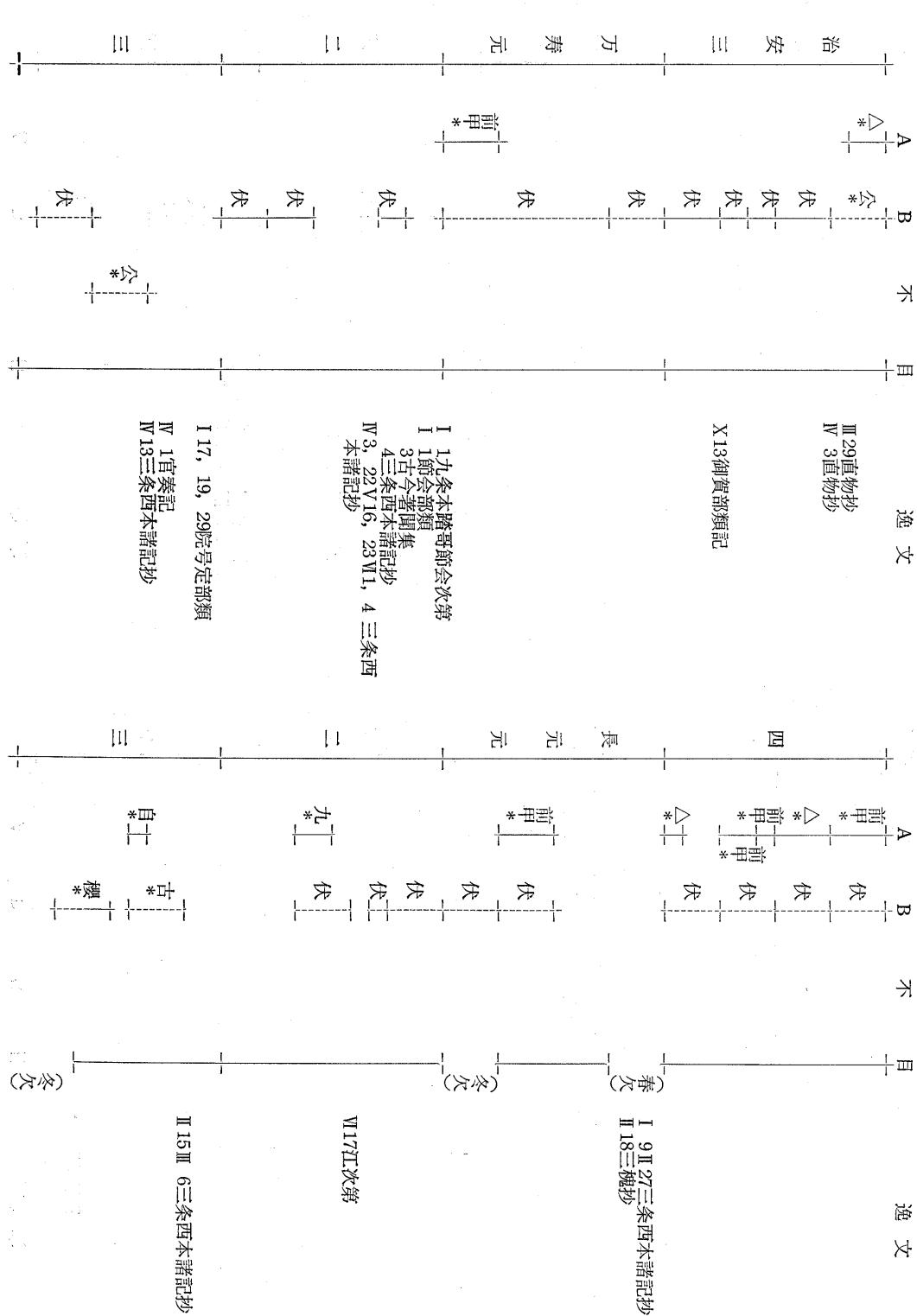
逸文

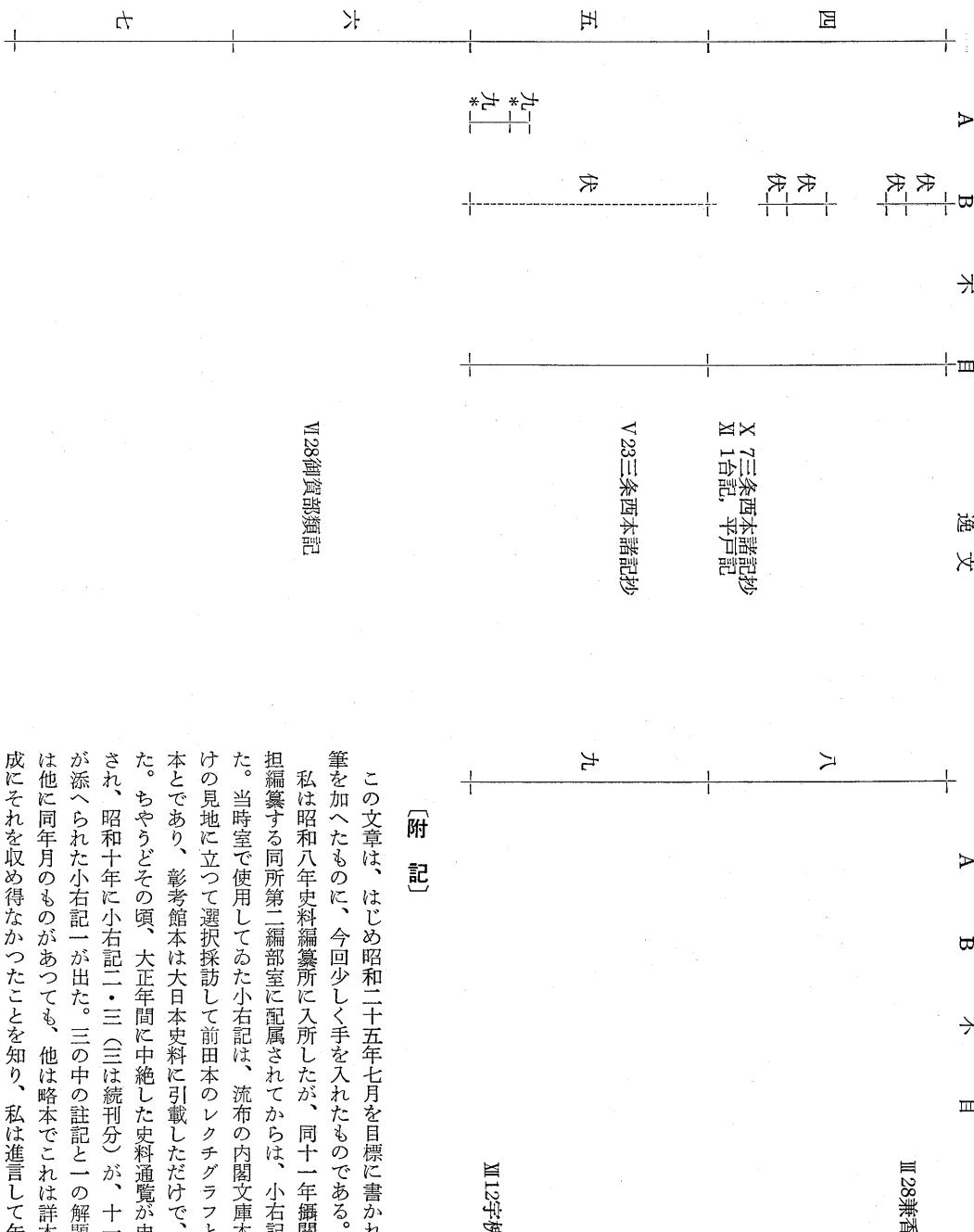
不

逸文

III 20, 22諸寺供養類記







この文章は、はじぬ昭和11十五年七月を田標に書かれ、昭1十六年にかけて筆を加へたものと、今回少しく手を入れたものである。

私は昭和八年史料編纂所に入所したが、同十一年攝閑時代の大日本史料を分担編纂する同所第二編部室に配属されてからば、小右記は日夜の伴侶となりた。当時室で使用してゐた小右記は、流布の内閣文庫本の外は、年月の有無だけの見地に立つて選択採訪して前田本のレクチグラフと、東山御文庫本の謄写本とであり、参考館本は大日本史料に引載しただけで、写しはとつてなかつた。ちやうどその頃、大正年間に中絶した史料通覽が史料大成として再刊続刊され、昭和十年に小右記1・II (IIは続刊分) が、十一年に矢野太郎氏の解題が添へられた小右記1が出た。IIの中の註記と一の解題とによつて、前田本には他に同年月のものがあつても、他は略本でこれは詳本である場合があり、大成にそれを収め得なかつたことを知り、私は進言して矢野氏の解題を頼りに、

翌十二年前田本のその部分の撮影が行はれた。その年の十一月から次の年の正月にかけて私は尊經閣に通つて、矢野氏の解題に洩れてゐた寛仁三年春の謄写と、他の撮らなかつた部分の校合とを行つた。

一方これより先當時文部省宗教局にあつた国宝調査室の方々が九条公爵家に史料の調査を行つて居られ、中から未知の部分を多く含んだ小右記と全く新たな多量の小記目録が出て来たことを、それを手伝つてゐた故馬杉太郎君からも聞き、又黒板勝美先生が田山信郎氏と共に和田英松先生の所に来られてこれを報告して居られるのを、和田先生と同室の関係で耳にもしてゐた。私はこれについても進言し、田山氏の御尽力を得、同氏の御案内をうけて九条家に到り、古写本は破損甚しき為、新写本の小右記と小記目録とをお借りしてレクチグラフにとつた。昭和十三年のことである。

右の両本はその後大日本史料第一編の編纂に用ひられたかたたび編纂済みの年代が多く、補遺も編纂されなかつたことは当時残念に思つた。しかし昭和十八年五月古記録部が設けられ、そこで竹内理三氏によつて小右記の原稿作成が進められたことは、後の小右記刊行の敷石となつた。戦後二十二年六月、古記録部が再設され、小右記も計画にのせられたが、その後の特記すべきことは、東山御文庫本についてである。同文庫本の目録(はじめは源兼三氏のメモによつて氣付いた)に小右記各冊の枚数の記入があるが、それによると万寿四年夏と同十二月との二冊は既知のものより分量が格段に多く、恐らくは前田本における如く、東山御文庫本だけが詳本である部分があるのであらうと思はれた。その外、小記目録四冊の中の二冊は未知の項目のものであり、從来の採訪が不十分であることを知り、昭和二十五年秋の曝涼に宮内庁侍従職の御世話になり、太田晶二郎氏・山中裕氏と共に京都に出張して瞻望・校合を行つた。

その年のはじめ頃から本所に紀要発刊の議が起り、古記録部で私と山中氏とが小右記を分担してゐたところから、小右記について連名で書くことになり、内容の打合せ、文庫・図書館の出張調査などを共に行つたが、中でも小記目録の編年カード作成に山中氏が率先着手されたのは感謝に堪えぬところである。ただ執筆は専ら私が当り、今回の加筆も私の手で行つた為に、責任を明らかにする意味で、諒承を得て私一人の名とした。

初稿の後数年して大日本古記録の小右記の刊行が始まり、今日までに五冊を

数へ、大日本史料第一編も冊数を重ねた。(その間はじめ私が、次で山中氏が古記録部から離れた)テキストも伏見宮本に加へて、九条本・三条西本も宮内戸書陵部に收まり、九条本古写本も修理されて便宜が与へられ、前田本も疎闇から戻つて拝見できる様になり、それらの複写も校訂者の身邊に整つた。初稿後二十年の今日、調べ直すべきものが多々あり、校訂進行中に明かになることもあると思はれるが、それは当事者の将来に任せ、今回の加筆は小範囲に止めることとした。その重なものは、(1)当時原物が見られないで想像で推定したものを確めて断定に替へた。(2)九条本別巻・三条西本公条抄出等その後に加はつた史料を加へた。(従つて公条抄出本が原になつてゐた柳原天明本・同寛政本を省いた)(3)校訂進行中気付いた東山御文庫本の流布本に対する特色と、塙史料がすでに気付きながら看過した本文纏入の事実を加筆した。(4)小右記目録を小記目録とした等の名称の変更、其の他である。

續りに重て、今回の加筆を含めてこれを纏めて御事論になつた方々や機関に深い謝意を表するとともに、はじめ紀要原稿として提出した際、多數の符箋を以て種々注意をいたゞいた当時の紀要委員太田晶二郎氏に感謝する。

又、同じく当時の紀要委員森末義彰氏は、叙述の方法について、当時の流布本を基準にすることが理解し易いであらうことを勧告され、本稿は大体その方法をとつたものであることをもお断りして置く。

續りに重て、今回の加筆を含めてこれを纏めて御事論になつた方々や機関に深い謝意を表するとともに、はじめ紀要原稿として提出した際、多數の符箋を以て種々注意をいたゞいた当時の紀要委員太田晶二郎氏に感謝する。

又、同じく当時の紀要委員森末義彰氏は、叙述の方法について、当時の流布本を基準にすることが理解し易いであらうことを勧告され、本稿は大体その方法をとつたものであることをもお断りして置く。